

奈良市新斎苑基本計画(案)

奈良市

平成28年1月

新斎苑イメージ



外観図



主要地方道奈良名張線からの眺望



高円山ドライブウェイからの眺望



鳥瞰図

【目 次】

1	新斎苑計画の概要	1
1.1	新斎苑建設の背景	1
1.2	新斎苑の計画地	3
2	前提条件の整理	6
2.1	上位計画による位置づけ	6
2.2	関連計画の整理	7
2.3	自然条件・社会条件の整理	9
2.4	計画地に係る主な法規制など	11
2.5	火葬場の法的な位置づけ	18
3	新斎苑の基本方針	20
3.1	現東山霊苑火葬場の課題	20
3.2	新斎苑整備の基本方針	21
4	新斎苑の基本計画	22
4.1	火葬炉の検討	22
4.2	配置計画	29
4.3	建築計画	30
4.4	各部の計画方針	33
4.5	施設イメージパース	35
4.6	駐車場計画	36
4.7	造成計画	37
4.8	道路計画	38
4.9	橋梁計画	40
4.10	給排水設備計画	41
4.11	電気設備計画	41
4.12	園地施設計画（外構計画）	41
5	事業計画の検討	42
5.1	事業費の算出	42
5.2	事業スケジュール	42
5.3	今後の課題の整理	43

1 新斎苑計画の概要

1.1 新斎苑建設の背景

1.1.1 計画策定に至る経緯

現在の奈良市火葬場（東山霊苑火葬場）は、大正 5 年に開設し、その後、昭和 43 年に老朽化対策改修、昭和 48 年に燃料を白灯油への切り替え改修、昭和 49 年に強制通風装置設置および再燃焼炉の改修工事、昭和 57 年に完全無煙無臭の独立型火葬炉への改修工事等、数度の改修を経て、現在に至っています。

しかしながら、市民ニーズや火葬件数の増加などの社会状況の変化や近年の技術革新にともなう環境面への負荷の軽減等を考慮すると、旧タイプの施設の改修だけでは限界があります。

このような状況に対応するため、人生終焉の儀式的場にふさわしい、安らぎのある、また環境や景観に配慮した新斎苑を整備することとしました。



図 1-1 東山霊苑位置図

1.1.2 東山霊苑火葬場の概要

現在の東山霊苑火葬場の概要は以下のとおりとなっています。

表 1-1 東山霊苑火葬場の概要

所在地	奈良市白毫寺町 973 番地
開設年月日	大正 5 年
構造・規模	鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 578.93m ²
施設概要	火葬炉 8 基 (内 大型炉は 1 基)、収骨室、遺体保管室 (2 体) 斎場 (有料)、職員用事務室、駐車場
業務内容	火葬業務、維持管理業務
業務時間	午前 9 時～午後 5 時
休業日	1 月 1 日～1 月 3 日

1.1.3 東山霊苑火葬場の運営状況

これまでの東山霊苑火葬場の運営状況は、以下の表のとおりとなっています。東山霊苑火葬場の火葬炉は、冷却装置が設置されていないため 1 炉につき 1 日 1 体、1 日合計 8 件の火葬しかできない設備となっています。そのため、年間最大で 2,896 体 (362×8) の火葬しかできません。また、メンテナンスなどもあり火葬炉の稼働率を約 95%と仮定すると 2,751 体となり、現状で、ほぼ最大限稼働している状態ですが、市民の死亡者数に対して不足しており、市民の約 1/4 が市外の火葬場を利用せざるを得ない状況となっています。

本市の火葬炉使用件数は、平成 26 年度には 2,676 件で年々増加傾向であり、施設の能力が限界となっていることが表れています。

斎場については、年間数件～35 件と利用件数は多くありません。東山霊苑火葬場は、近年建設された火葬場の火葬時間 (1.5 時間程度) に比べ長時間 (3 時間程度) を要することや、施設が古く長時間を過ごすサービスを提供できない状況にあります。

表 1-2 東山霊苑火葬場の運営状況

年度	市民死亡者数	火葬炉使用件数	奈良市民 (利用率)	奈良市民外 (管外率 ¹)	行旅死亡人	その他	遺体保管件数	斎場使用
平成 19 年度	2,976	2,487	2,311 (77.7%)	140 (5.6%)	9	27	175	3
平成 20 年度	3,006	2,484	2,332 (77.6%)	111 (4.5%)	10	31	157	2
平成 21 年度	2,968	2,480	2,330 (78.5%)	120 (4.8%)	6	24	176	9
平成 22 年度	3,182	2,569	2,402 (75.5%)	133 (5.2%)	8	26	227	16
平成 23 年度	3,396	2,701	2,529 (74.5%)	133 (4.9%)	12	27	248	30
平成 24 年度	3,325	2,664	2,496 (75.1%)	132 (5.0%)	7	29	265	10
平成 25 年度	3,426	2,688	2,522 (73.6%)	153 (5.7%)	3	10	210	9
平成 26 年度	3,438	2,676	2,519 (73.3%)	126 (4.7%)	6	25	199	35

¹管外率：年間総火葬件数のうち、管外から持ち込まれる件数の割合。

1.2 新斎苑の計画地

1.2.1 新斎苑計画地の位置

新斎苑計画地（以下、「計画地」とする。）は、現在の火葬場から東南約 1.2 kmの横井町地内の山林に位置し、主要地方道奈良名張線から岩井川を越えた南側にあります。市街地に比較的近く、約 1.2～1.7 kmの距離のところ、県立高円高校や奈良教育大学などが立地していますが、計画地から 250m以内に住宅はありません。

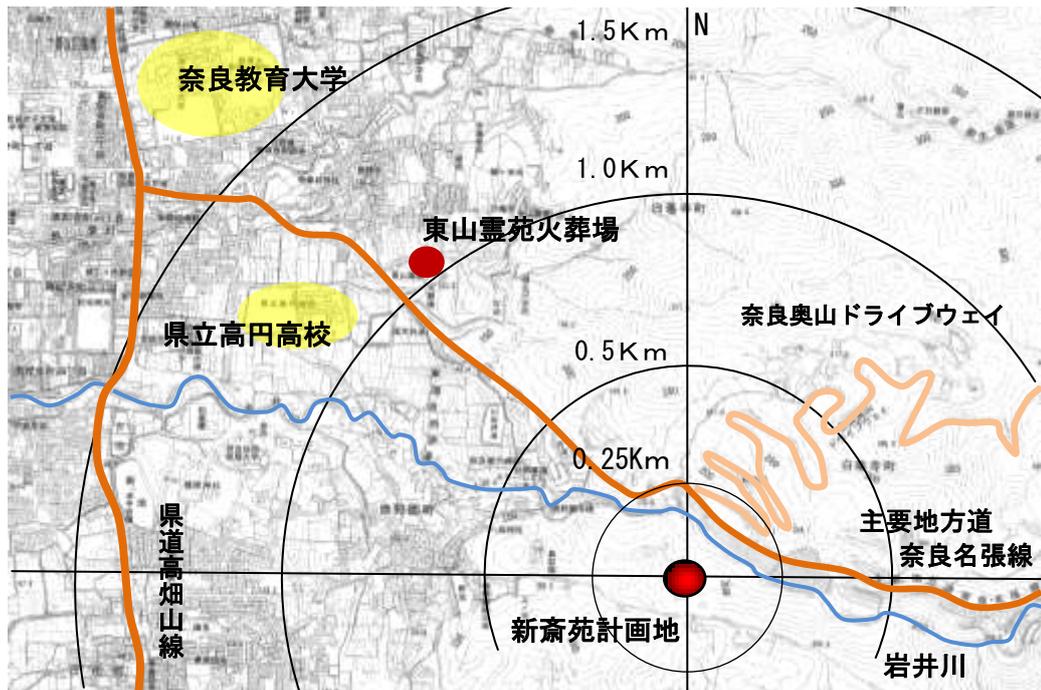


図 1-2 計画地位置図

1.2.2 計画地の概況

計画地は面積約5haで、平坦なところを有していますが傾斜地が多くなっています。

計画地は、北側には主要地方道奈良名張線と岩井川が並行して位置し、岩井川と南側の市道東部第285号線との間に挟まれた敷地となっています。

南側市道が丘陵の尾根を形成して高くなっており、北側に面する岩井川に向かって低くなる北向きの斜面となっています。

岩井川に接するあたりで標高160～170m、南側の市道に近いところで、標高210～220mとなり、その高低差は約50～60mとなっています。

西端には、計画地内で最も高い標高228mの小高い部分を有しており、最大高低差は60～70mとなっています。

地形勾配は、急なところを除いて平均的には1:3程度の傾斜を持ち、一部谷になっているところでは、1:5の緩勾配のところもみられます。



図 1-3 計画地航空写真

1.2.3 市街地からの眺望

市街地から計画地を望める地点は、主要地方道奈良名張線及び市道東部第 285 号線の 2 つの谷に沿って計画地の丘陵に至る視線が想定されます。その視線上の代表的な視点場として、以下の 2 点を設定しています。

- ・ 県立高円高校付近
- ・ 近隣集落付近

2 つの視点からの可視領域位置図及び各視点からの見え方について、以下のとおりとなっています。

・ 県立高円高校付近

主要地方道奈良名張線添いの谷を通して、比較的奥まで見通せますが、計画地は直近の山に遮られ、直接見ることはできません。

・ 近隣集落付近

東方向は山に遮られ、あまり遠くまで見通せるところはありません。また、計画地周辺へは、手前の山によって遮られるため、直接見ることはできません。

以上より、新斎苑の計画地は市街地側からは、直接見えにくい位置にあります。

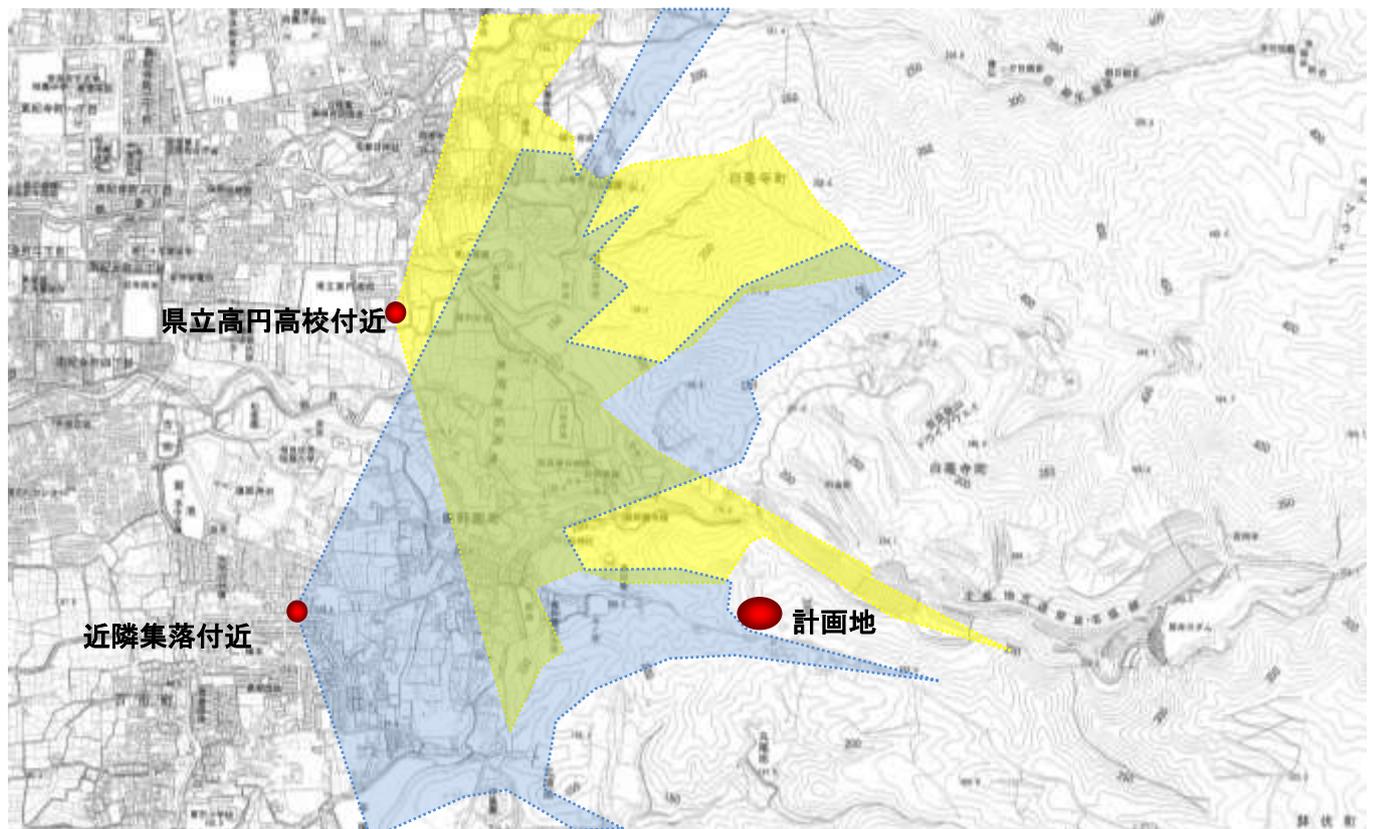


図 1-4 市街地からの可視領域図

2 前提条件の整理

2.1 上位計画による位置づけ

2.1.1 奈良市第4次総合計画

本市では、「第3次総合計画」が2010年（平成22年）に目標年度を迎え、これまでの計画による成果と課題を踏まえ、人口減少社会の進行をはじめとする近年の社会経済環境の変化に対応した新しいまちづくりの目標を示すため、2011年（平成23年）7月に2020年（平成32年）を目標とする「奈良市第4次総合計画（まほろば VISION2020）」を策定しました。その中で、めざすべき都市の将来像を「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」としています。

火葬場については、同計画各論第4章「生活環境」の基本施策「生活・環境衛生」において以下のとおり位置付けられています。



図 2-1 奈良市総合計画の変遷

現	状：現火葬場は長期稼働に伴い火葬炉設備や施設の経年劣化が進んでおり、また、火葬炉数も少なく、今後予想される高齢化に伴う火葬件数の増加に対して、十分な対応ができない状況です。
課	題：新しい斎苑（火葬場）を早期に建設する必要があります。
施策の目標	：市民に親しみのもてる周辺環境との調和にも配慮した斎苑（火葬場）、墓地等の施設整備に努めます。
施策の展開方向	：現火葬場に代わる新斎苑（火葬場）を新市建設計画に基づき整備します。 整備に際しては、最新技術を備えた設備を導入し環境に配慮します。 (第4次総合計画後期基本計画)

2.1.2 新市建設計画

本計画は、奈良市の総合計画を基本に月ヶ瀬村及び都祁村の総合計画等を継承しつつ、奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の合併後の速やかな一本化を促進し、住民の福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すため、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、2004年（平成16年）7月に策定されました。

対象地域は、原則として月ヶ瀬村及び都祁村の地域ですが、奈良市内においても奈良市、月ヶ瀬村、都祁村の一本化の有益となる事業を対象としています。計画期間は2005年（平成17年）度から2020年（平成32年）度末までの16カ年です。

新斎苑については、その中の「福祉のまちづくり」の節において[保健・衛生機能の充実]として以下のとおり位置付けられています。

- ・将来の火葬件数の増加に見合った近代的な火葬場の整備を図ります。
事業名「新火葬場建設事業」：市域の拡大に伴い火葬場を整備する。

2.2 関連計画の整理

2.2.1 奈良市眺望景観保全活用計画

計画地については、以下の重点眺望景観として、現行の風致地区などの法制度に基づき規制・誘導を図る区域(ゾーンC)とされています。

- ・平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望
- ・大池（勝間田池）池畔から薬師寺三重塔、東大寺大仏殿への眺望
- ・近鉄奈良駅前を含む大宮通から若草山への眺望
- ・奈良阪（県道木津横田線）から東大寺大仏殿への眺望
- ・西安の森、若草中学校付近から東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山等の山並みへの眺望

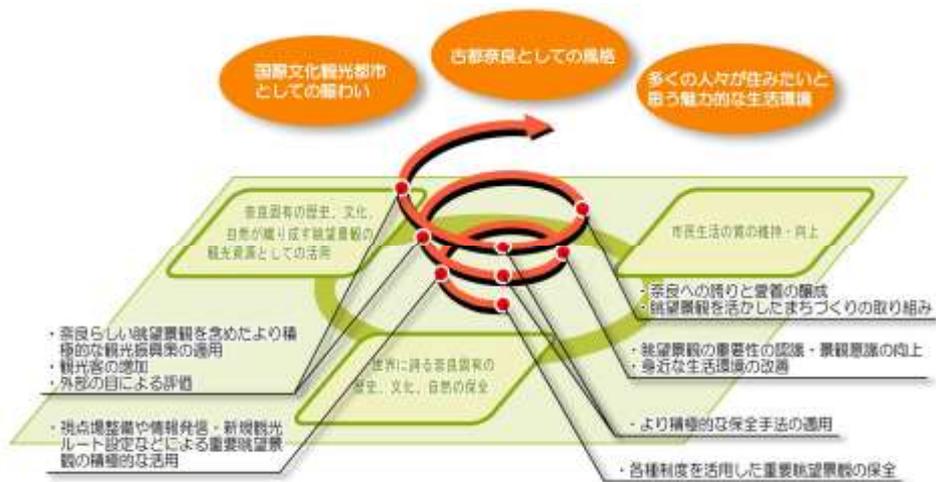


図 2-2 奈良市眺望景観保全活用計画の策定の目的

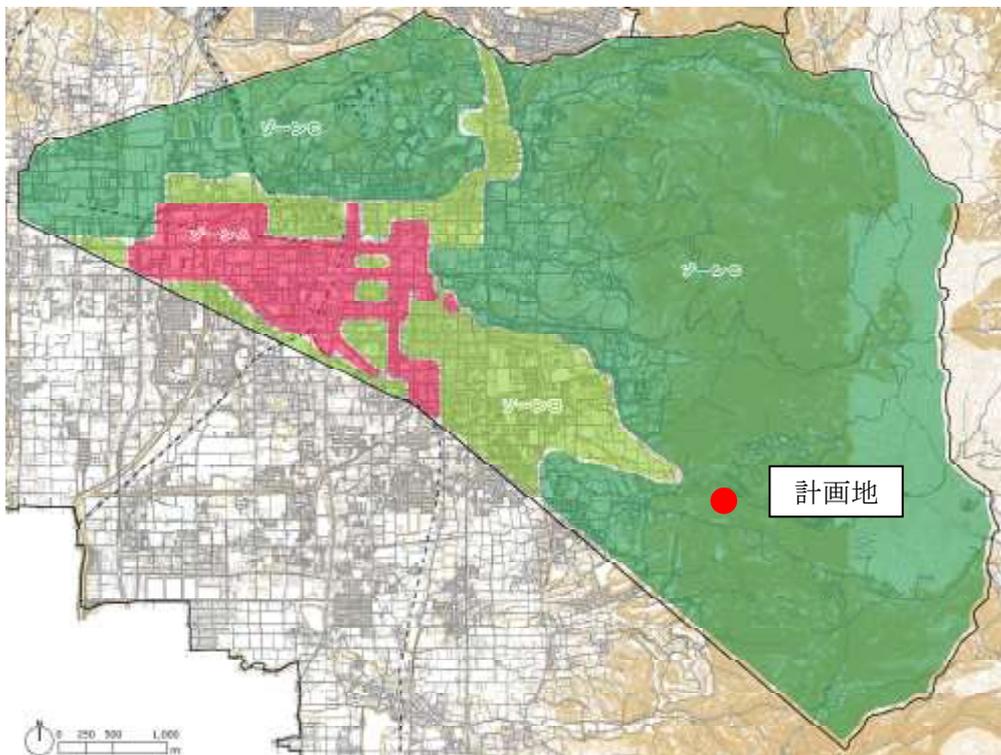


図 2-3 平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望における区域（一例）

2.2.2 奈良市バリアフリー基本構想

奈良市バリアフリー基本構想は、高齢者や障がい者（視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・内部障がいをはじめとする身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を含む、全ての障がい者）、妊産婦、子育て世代（子どもも含む）、けが人、外国人などすべての方々に対するバリアフリー上の課題を改善することを目的としています。

この基本構想は、障がい者等当事者参画のもと、奈良市全体のバリアフリー化に対する方向性を示すとともに、駅を中心とした地区や、高齢者・障がい者などが利用する施設が集まった地区を選定し、公共交通機関、建築物、歩行空間等について、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するものです。

基本理念及び取組方針は以下のとおりです。

基本理念 「だれもがいきいきくらし、気軽に出かけられる古都奈良」

～安全・安心で快適な生活と観光の共生を目指して～

- 取組方針
- ① ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくり
 - ② 奈良の魅力を高めるバリアフリーの推進
 - ③ みんなで取り組むバリアフリー社会の実現
 - ④ 思いやりの精神をはぐくむこころのバリアフリーの推進

建築物や路外駐車場については、以下のようなバリアフリーへの取り組みを実施することとします。

□建築物

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づいた施設のバリアフリー化を推進します。外部との連続性に配慮したバリアフリー化整備を推進するとともに、受付案内、トイレ、エレベーターなどの各施設へ、誰もがわかりやすく到達できるよう案内誘導を図ります。

□路外駐車場

障がい者用駐車施設を適切に確保します。駐車場と前面道路との連続性を確保するとともに、ベビーカーや高齢者も安心して使用出来るよう、駐車場内の余裕を持った空間の確保、歩行者の安全な通行空間の確保につとめます。また、障がい者用駐車施設の適切な利用ができるよう、一般利用者への理解促進等の対策をすすめます。

2.2.3 環境保全

本事業は、「環境影響評価法」及び「奈良県環境影響評価条例」の対象事業に該当しません。が、「ダイオキシン類削減対策指針」が旧厚生省から発表されるなど、火葬炉からの排出ガス等、環境への配慮が求められています。

また、計画地及びその周辺は、大和青垣国定公園内にあるため、環境に対する影響を確認し、市民への情報提供を行うとともに必要な環境保全措置を講じるため、自主的に環境影響評価を実施し、環境保全対策を計画していきます。

2.3 自然条件・社会条件の整理

2.3.1 地勢

本市は、奈良県の北部に位置し、西は生駒市、南は天理市、大和郡山市、桜井市、東は宇陀市、山辺郡山添村、三重県伊賀市、北は京都府木津川市、相楽郡2町1村と接しています。面積は276.94 km²、東西33.51 km、南北22.22 kmで東西に長い形をしている本市は、春日山を境に地勢が異なっています。

春日山以東の地区は、標高200～600mのなだらかな山地状の地形が広がる大和高原の北部に位置し、布目川、名張川などが山あいを北に向かって流下し、木津川に合流しています。南端には、大和高原第一の高山である貝ヶ平山（標高822m）、香酔山（標高796m）、額井岳（標高812.6m）などが笠置山地に連なっています。春日山以西の地区は、奈良盆地（大和平野）の北端に位置する平坦部で、佐保川、秋篠川、岩井川などが盆地の南部に向かって流下し、大和川に合流しています。地区西部には西ノ京丘陵と矢田丘陵の一部が延びていて、両丘陵の間を富雄川が南流し、大和川に合流しています。地区北部は、いわゆる平城山丘陵で京都府南端の丘陵地に接しています。

本市の自然環境は、その地勢上、東部地域は山林など緑や自然が豊富ですが、西部地域を中心に宅地開発が進み、自然や緑が減少してきました。

しかし、中央市街地を囲む自然は、春日山・佐保山・平城山風致地区として保全され、世界的な歴史的文化遺産の風情を醸し出す要素となっています。

2.3.2 気象

気象に関する事項は、以下のとおりとなっています。

表 2-1 奈良市の気象の概要

気象	気温	年間を通じて寒暖の差が大きい内陸性の気候で、大和高原地区は奈良盆地地区に比べて年間を通して2～3℃低くなっています。
	降水量	年平均降水量は1,300 mm程度であまり多いとはいえません。月別では、6月・7月・9月が比較的多く、冬は少なくなっています。
	風速	真冬から春先にかけての期間が最も強く、その他の季節は比較的穏やかとなっています。

2.3.3 歴史

710年（和銅3年）に都が藤原京から遷されてから70余年の間、奈良は古代日本の首都として栄え、天平文化の華を咲かせました。

都が遷された後も、平城京に建立された諸大寺はそのまま奈良に残され、奈良は社寺の都として生まれ変わり、政治の中心である平安京に対して、南都と呼ばれるようになりました。

東大寺、興福寺が発展するにつれ、寺のまわりに住む人が増え「まち」が形作られ、境内地の外に郷が生まれました。東大寺、興福寺が平氏による焼討ちから再建されると、13世紀には今日の奈良のもとがほぼ形づくられました。江戸時代には、産業のまちとして栄え、その後大仏の復興された江戸時代中期から観光都市としての性格を強めてきました。

1998年（平成10年）には、市政100周年を迎えるとともに、「古都奈良の文化財」として東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡の資産群がユネスコの世界遺産リストに登録されました。

2002年（平成14年）には、中核市に移行し保健福祉や都市計画などの様々な分野で多くの権限が移譲され、これまで以上に主体的なまちづくりに取り組むことができるようになりました。

近年では鉄道が整備され、阪神エリアとの結合が容易となり、人・物・情報・文化・産業の交流が一層活発になるものと期待されています。

2.3.4 人口

本市の人口は、2000年（平成12年）の37.5万人（旧月ヶ瀬村、旧都祁村を含む）をピークに減少傾向が続いており、2015年（平成27年）4月現在、36.3万人（15.8万世帯）となっています。

合計特殊出生率は2014年（平成26年）で、全国1.42、奈良県1.27に対し、奈良市1.25と低い状況となっています。また、高齢化率は2010年（平成22年）は23.3%で全国とほぼ同様の水準ですが、2030年（平成42年）には35.0%と全国を上回るペースで上昇することが見込まれています。

2.4 計画地に係る主な法規制など

2.4.1 都市計画区域

計画地は、市街化調整区域に位置しており、建ぺい率 60%、容積率 200%となっています。

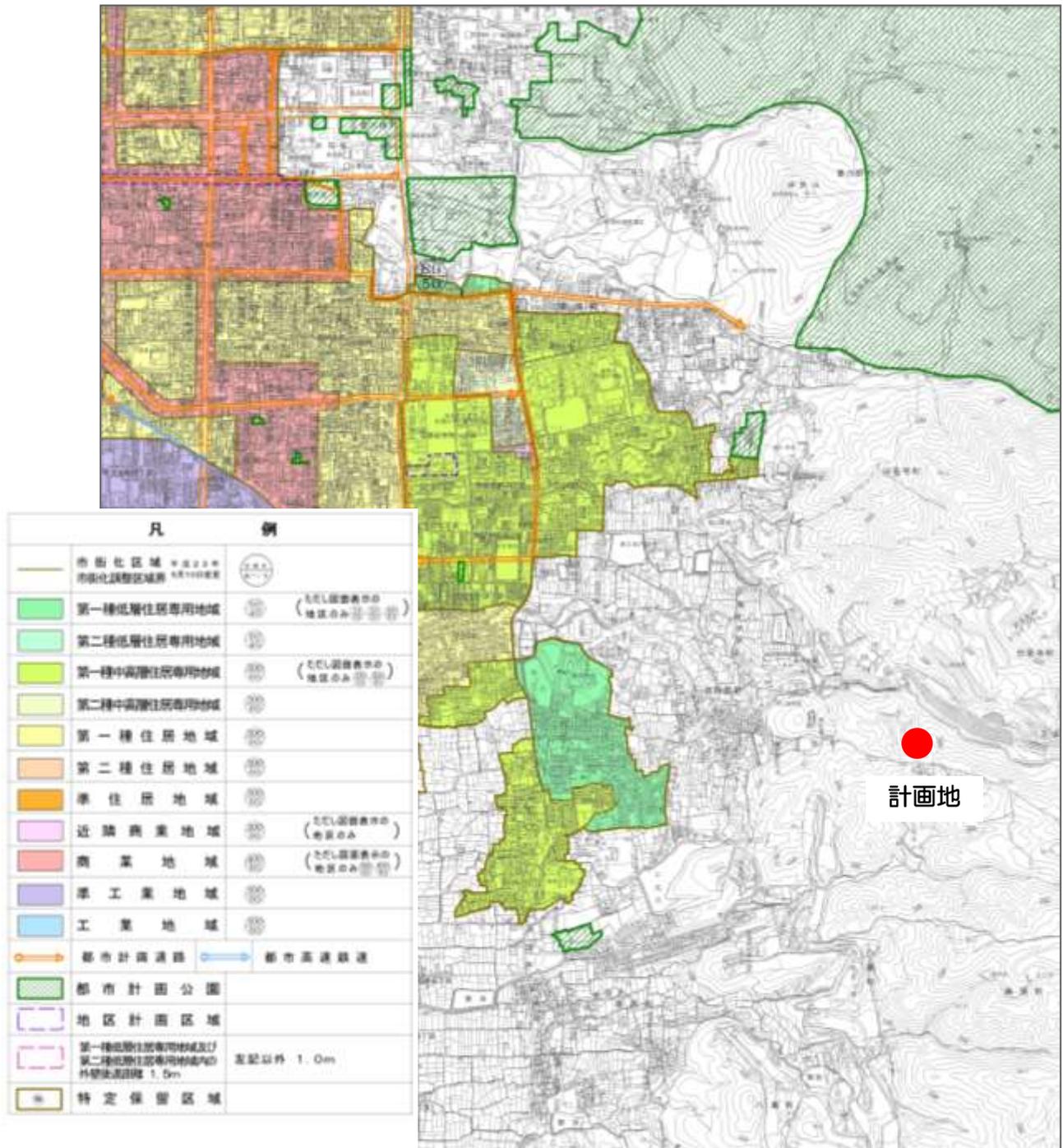


図 2-4 都市計画用途地域図

2.4.2 風致地区

計画地は、第二種風致地区(春日山風致地区)に指定されています。風致地区とは、1919年(大正8年)に制定された旧都市計画法において、都市内外の自然美を維持保存するために創設された制度です。指定された地区においては、建設物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられます。

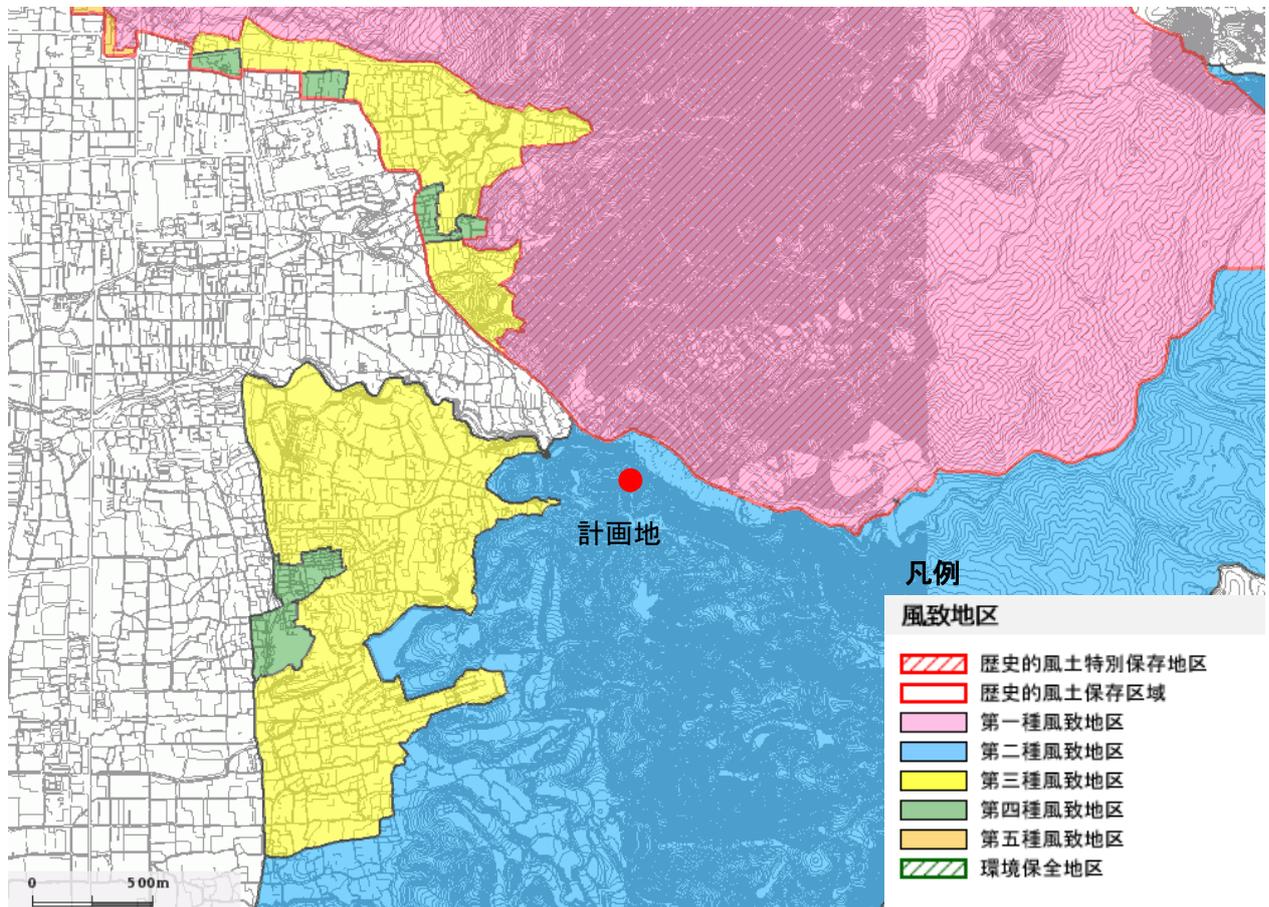


図 2-5 風致地区指定図

計画地内（第二種風致地区）において以下の行為をするときは、「奈良市風致地区条例」に基づき、奈良市長の許可を得る必要があります。

- 1 建築物の新築、増築、改築又は移転。
- 2 工作物（建築物を除く。）の新築、改築、増築又は移転。
ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さが1.5m以下のものは許可は不要。
- 3 建築物その他の工作物の色彩の変更。
- 4 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓。
ただし、面積が10m²以下の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が10m²以下の水面の埋立て又は干拓は許可が不要。
- 5 木竹の伐採
ただし間伐・枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木竹の伐採などは、許可は不要。
- 6 土石の類の採取 ただし、2のただし書きと同程度のものは、許可は不要。
- 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積。

第二種風致地区内での規制として、建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退距離、緑地率が次の基準を満たす必要があります。

表 2-2 風致地区の種別と建築規制の概要

	高さ	建ぺい率	壁面後退距離		緑地率	森林区域の緑地率	切土又は盛土の法面の高さ
			道路側	隣地側			
第一種 風致地区	8m 以下	20%以下	3m 以上	1.5m 以上	40%以上	60%以上	2m 以下
第二種 風致地区	10m 以下	30%以下	2m 以上	1m 以上	30%以上	50%以上	3m 以下
第三種 風致地区	10m 以下	40%以下	2m 以上	1m 以上	20%以上	40%以上	4m 以下
第四種 風致地区	12m 以下	40%以下	2m 以上	1m 以上	20%以上	40%以上	4m 以下
第五種 風致地区	15m 以下	40%以下	2m 以上	1m 以上	20%以上	40%以上	4m 以下

2.4.3 大和青垣国定公園

計画地は、国定公園に含まれ第2種特別地域に指定されています。国定公園は、国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定した公園であり、国立公園の行政的管理責任が国にあるのに対して、国定公園の行政的管理責任は都道府県にあります。

奈良盆地の四周を囲む山地は、昔から青垣山と称されていますが、この大和青垣国定公園は盆地の東部の丘陵線を保護・整備するために昭和45年末に指定された公園です。

公園地域は、笠置山地に属する大和高原西辺の春日断層崖とその麓で大和盆地の東辺を南北に連なる帯状の台地からなっています。春日断層は急傾斜して大和盆地に臨み、その東線上に北から高円山・八伏峠・城山・竜王山・巻向山・三輪山・初瀬山・天神山などが連なり、大和高原西部稜線を形成しており、柳生地区より南へ天理市・桜井市にわたり長い帯状を呈しています。

本公園の北部の春日山と高円山、南部の天神山と三輪山は、それぞれ原始林と二次林の対称的な植生を持ち、春日山原始林は大正13年に天然記念物に、昭和32年には特別天然記念物に指定され、天神山は与喜山暖帯林として、昭和32年に天然記念物に指定されています。

青垣山公園を形成する山麓地帯の斜面は、大和における古代文化を育成・産出したところで、特に、古墳時代から奈良時代までの史跡や文化財が豊富です。北から白毫寺・正暦寺・円照寺・弘仁寺・石上神宮・長岳寺・大神神社・長谷寺など有名な古社寺や崇神・景行天皇陵あるいは古跡・古墳が無数に存在し、また、我が国で最も古い道といわれる山の辺の道がこれらを結ぶように蛇行して、周辺の自然環境と融合して素晴らしい歴史文化景観を形成しています。

大和青垣国定公園は、単に自然的、地形的問題にとどまらず、古代大和の文化の残像を色濃くとどめている特異な公園といえます。山の辺の道や剣豪の里に通ずる柳生街道は、東海自然歩道として整備され、歴史・文化財の探勝に最高のハイキングコースとして多くの人々に利用されています。



図 2-6 自然公園位置図

第2種特別地域の概要は以下のとおりとなっています。

表 2-3 自然公園の地種区分の概要

地種区分		概要	備考
特別 区域	特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持しており、最も厳しく行為が規制される地区。	許可制
	第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域	
	第2種特別地域	第1種及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域	
	第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域	
普通地域		特別地域に含まれない地域で、風景の保護を図る地域	届出制

第2種特別地域内においては、以下の行為は「自然公園法」に基づき奈良県知事の許可を受けなければなりません。

- 1 工作物の新築、改築、増築
- 2 木竹の伐採
- 3 鉱物の採掘、土石の採取
- 4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること
- 5 環境大臣が指定した湖沼、湿原等に汚水、排水を排水設備を設けて排出する行為
- 6 広告物類の掲出、設置又は表示
- 7 水面の埋立又は干拓
- 8 土地の開墾等土地の形状の変更
- 9 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更
- 10 環境大臣が指定する高山植物等を採取し、又は損傷すること。
- 11 環境大臣が指定する動物の捕獲、殺傷等
- 12 湿原その他これに類する地域のうち、環境大臣が指定する区域内への立入り
- 13 道路又は広場等以外の区域のうち、環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸
- 14 屋外における環境大臣が指定する物の集積又は貯蔵
- 15 上記の他、政令で定める行為

また、第2種特別地域での建築物の新築・改築・増築に対する規制は、以下のとおりとなっています。

表 2-4 建築物に関する規制の概要

項目	規制の概要				
高さ	最低地盤面から 13m以下				
水平投影面積率 ² ・容積率 ³		第2種特別地域		第3種特別地域	
		水平投影面積率	容積率	水平投影面積率	容積率
	敷地面積 500 m ² 未満	10%以下	20%以下	20%以下	60%以下
	敷地面積 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	15%以下	30%以下		
敷地面積 1,000 m ² 以上	20%以下	40%以下			
当該建築物の水平投影面積	2,000 m ² 以下				
建築物に係る地形勾配	30%以下				
その他	1. 自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域でないこと。 2. 建築物の地上部分の水平投影外周線が公園利用道路の路肩から 20m 以上、その他道路の路肩から 5m以上、敷地境界線から 5m以上離れていること。 3. 以下を満たすこと。 (ア) 主要展望地からの著しい妨げにならないこと。 (イ) 山稜線を分断する等眺望の著しい支障を及ぼすものではないこと。 (ウ) 屋根及び壁面の色彩形態が、その周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				

²水平投影面積率：すべての建築物の水平投影面積の和の敷地面積に対する割合

³容積率：すべての建築物の延べ面積の和の敷地面積に対する割合

2.4.4 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

計画地に近接する土地（主要地方道奈良名張線以北の高円山斜面）において、奈良県が土砂災害警戒区域の地滑り区域の指定を行なっています。

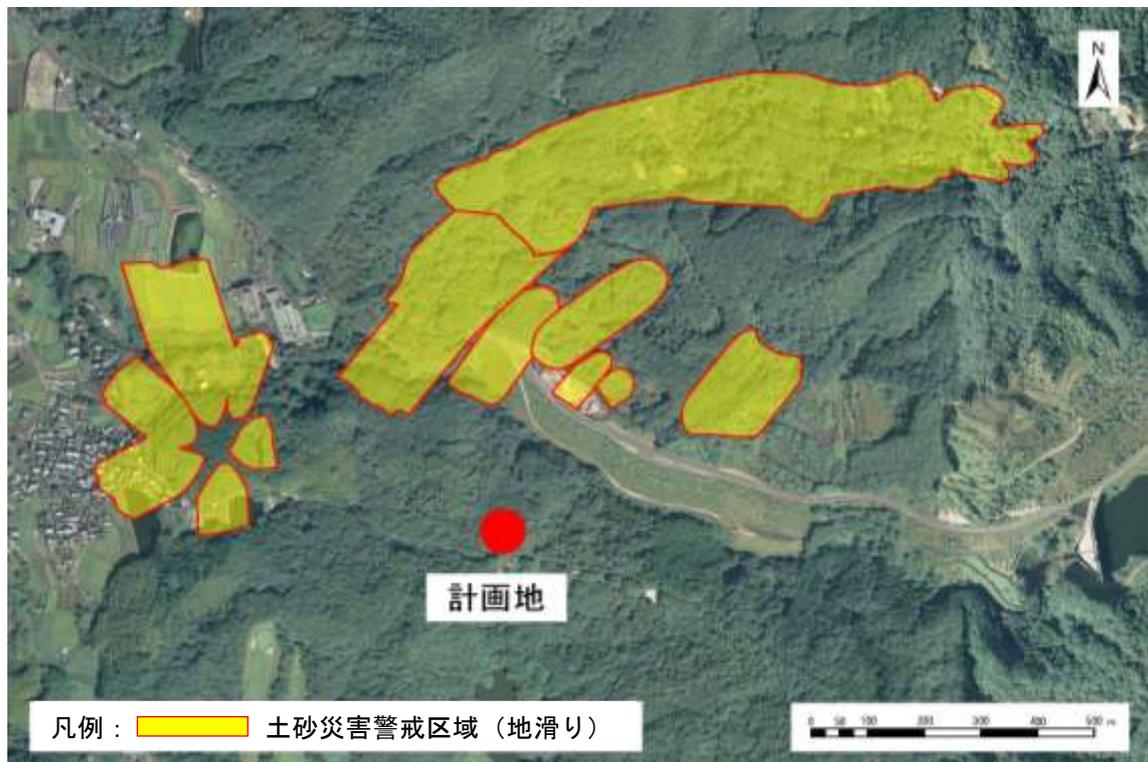


図 2-7 土砂災害警戒区域指定図

特定の開発行為に対する許可、建築物の構造規制等の制限を必要としませんが、土砂災害が発生した場合に、新斎苑へのアクセス道路が被害を受ける可能性があるため、影響を与える地滑りブロックについて、すべり面の位置、地下水の変化などを調査し、地滑り地の変動状況の把握や安定度評価を行い、必要に応じて対策工を計画していきます。

2.5 火葬場の法的な位置づけ

火葬場の設置には、「墓地、埋葬等に関する法律」、「都市計画法」、「建築基準法」において、次のように位置づけられており、おのこの以下の手続きが必要となります。

- 墓地、埋葬等に関する法律
第10条に、「墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とあります。奈良市では、平成14年4月1日（中核市移行時）から墓地等の経営許可権限について県から市に移譲がなされました。第11条には、「都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第59条の認可又は承認をもって、前条の許可があつたものとみなす。」とされており、今回の新斎苑建設事業は、都市計画事業として施行するものです。

- 都市計画法
第11条 第一項 第七号に、「市場、と畜場又は火葬場」と明記され、都市施設として位置づけられており、設置する場合は、都市計画決定によって施設の種類、名称、位置および区域その他政令で定める事項（火葬場は面積）を定めることと規定されています。

- 建築基準法
第51条の「卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置」の中に火葬場が指定されており、「都市計画において位置を決定していなければ、新築し、又は増築をしてはならない。」とされています。
ただし、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とされています。

本事業の実施にあたり、関連するその他の主な法規制などは以下のとおりとなっています。

建築等に関する法律	消防法（昭和 23 年法律第 186 号） 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号） 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号） 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第524 号） 水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号） 下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号） エネルギーの使用合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号） 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号） 道路法（昭和 27 年法律第 180 号） 河川法（昭和 39 年法律第 167 号） 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号） 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
環境に関する法律	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号） 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号） 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号） 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号） 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号） 浄化槽法（昭和 58 年法律第 87 号） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号） 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12 年3月） 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
その他、法令、 条例など	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号） 森林法（昭和 26 年法律第 249 号） 奈良県建築基準法施行条例（昭和 42 年） 奈良県環境基本条例（平成 8 年） 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成 7 年） 奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 13 年） 奈良市環境基本計画（平成 24 年改訂） 奈良市都市景観条例（平成 2 年） なら・まほろば景観まちづくり条例（平成 2 年条例第 12 号） 奈良市風致地区条例（平成 24 年条例第 66 号）

3 新斎苑の基本方針

3.1 現東山霊苑火葬場の課題

現東山霊苑火葬場は、施設の老朽化や小規模な施設のため、需要を満たせない状況となっており、隣接自治体などの火葬場を利用している市民も多くなっています。

現東山霊苑火葬場では、個室化された告別室がないため、故人との最後のお別れを炉前ホールで行っています。また、火葬炉に炉前冷却室が併設されていないため火葬に長時間を要しますが、待合場所は長時間を快適に過ごすための空間やサービスを提供する施設になっていません。多くの利用者は、火葬中は市内の式場などで時間を過ごし、収骨時間に再度訪れるといった利用方法が多く、不便な状況となっています。

駐車場については、火葬場の建物と比べ低い位置にあり、高齢者などのアクセスには、火葬場エントランスに車を着け、下車後駐車場へ駐車することになります。またスペースについても小さく、駐車位置の表記もないため十分な状況とは言えません。

建物については、車寄せの庇が小さく雨天時の利用などでは不便さを感じ、トイレなどについてもバリアフリーへの対応が十分な状況とは言えません。

また、敷地については、東山霊苑火葬場を稼働しながら新しい施設を建設するには現在の敷地内では十分な広さが確保できず、他の敷地に建設する必要があります。

このような現状を踏まえ、早期に需要に応じた最新の設備を備えた東山霊苑火葬場にかわる施設を建設する必要があります。



(新斎苑内観イメージ)

3.2 新斎苑整備の基本方針

県内最大の人口を擁する本市にとって、近年の高齢化という社会的背景に加え、地球規模での環境面への配慮が求められており、最新の設備による新斎苑建設は緊急かつ重要な課題となっています。

環境面への負荷の少ない最新の設備による新斎苑とすることと共に、国定公園内及び風致地区内に位置することを考慮し、当地の樹木の活用など、自然景観への最大限の配慮を行いつつ、量的な需要にこたえる施設とします。

また、計画地は、歴史のある鉢伏街道に接し、春日山、高円山、奈良盆地の眺望に優れた緑豊かな場所にあります。

このような背景を踏まえ、新斎苑整備の基本方針を以下のように設定しました。

新斎苑整備の基本方針

『奈良の都の葬送の場としてふさわしい自然に包まれた新斎苑を創造』

春日山や奈良の街並みを眺望することができる森の中に、周辺環境と一体化した美術館のような建築物のイメージの新斎苑とします。亡くなられた方の尊厳を大切にしたい人生の終焉にふさわしい場にするとともに、ご遺族が心穏やかにお送りできる癒しの場となる施設を目指します。具体的な方針は以下のとおりとします。

●奈良の都の葬送空間を創造する新斎苑

奈良盆地の外縁を形成する丘に現代の奈良にふさわしい葬送の空間を作ります。春日山や市街への眺望や木々の緑を活かし、奈良らしいデザインを取り入れた空間を創ります。

●遺族や会葬者の心情に配慮した人にやさしい新斎苑

それぞれのスタイルで故人を偲び見送る時間を過ごすことのできる利用しやすい新斎苑とします。

●自然と調和した新斎苑

現状の自然を活用し、自然の中にとけ込み、自然を育む新斎苑とします。

●環境へ配慮した新斎苑

最新設備による騒音、排出ガスなど環境への負荷を低減した新斎苑とします。

●長く安定した運営ができる合理的な新斎苑

長期にわたり利用できる施設として耐久性があり、安全に継続的な運営が可能な新斎苑とします。

4 新斎苑の基本計画

4.1 火葬炉の検討

4.1.1 火葬需要と火葬炉数の検討の流れ

火葬の需要予測及び必要炉数の算出手順は以下のフローのとおりです。

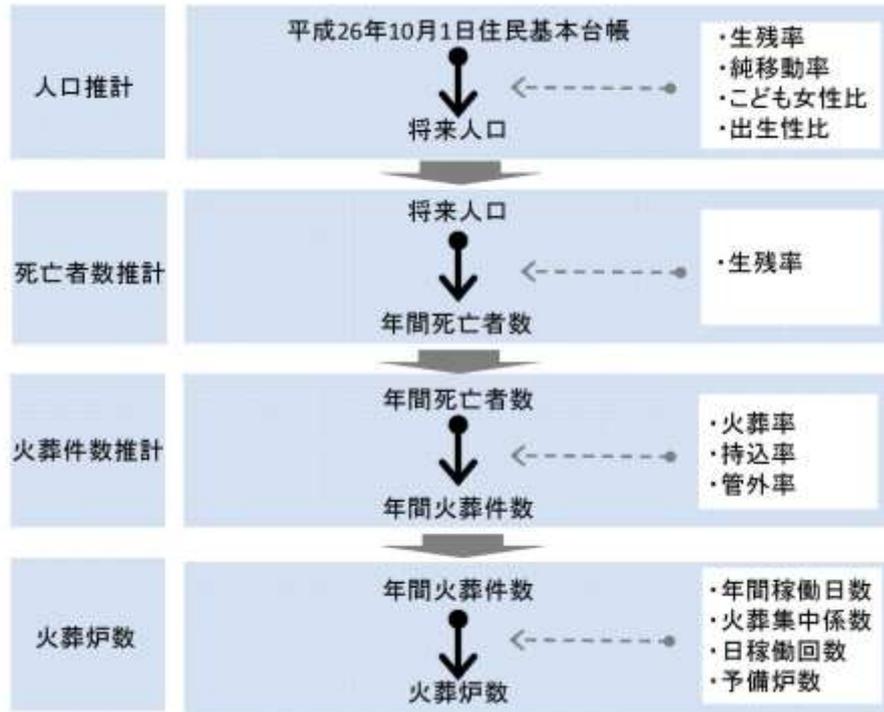


図 4-1 火葬炉数の算出フロー

4.1.2 火葬炉数の検討

(1) 将来人口の予測

将来人口は、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を示した奈良市第4次総合計画後期基本計画における将来人口の見通しを引用することとします。

平成27年から5年ごとの将来人口予測は以下のとおりとなっています。

表 4-1 将来人口推計値

	2015年 H. 27年	2020年 H. 32年	2025年 H. 37年	2030年 H. 42年	2035年 H. 47年	2040年 H. 52年
総数	362,300	350,000	334,900	317,800	298,800	278,900
男	170,647	163,650	155,330	146,216	136,596	126,943
女	191,653	186,350	179,570	171,584	162,204	151,957

(2) 死亡者数の推計

死亡者数については、男女別5歳階級の将来人口に生残率から算出される死亡率を乗じて算出します。

本推計によると、死亡者数は2035年(平成47年)の4,963人が最も多く、その後は減少傾向が予測されます。

表 4-2 将来死亡者数の推計値

	2015年 H. 27年	2020年 H. 32年	2025年 H. 37年	2030年 H. 42年	2035年 H. 47年	2040年 H. 52年
総数	3,934	4,273	4,568	4,834	4,963	4,866
男	2,035	2,186	2,293	2,342	2,323	2,240
女	1,899	2,086	2,275	2,492	2,640	2,625

(3) 火葬件数の推計

年間火葬需要量(件数)は、次式によって求めます。

年間火葬需要量 = (管内年間死亡者数) × (火葬率) × (持込率) ÷ (1 - 管外率)

- ・持込率：市内における死亡者のうち、東山霊苑火葬場に持ち込まれる割合
- ・管外率：年間総火葬件数のうち、市外から持ち込まれる件数の割合

将来死亡者数が最も多くなると予測される2035年(平成47年)の年間火葬需要量について、当市における火葬率については100%、新斎苑完成後はほぼすべての市民が新斎苑を利用するものとし、市外施設の利用率を管外率の実績値(約5%)と同等として下記のとおり算出します。

$$\text{年間火葬需要量} = 4,963 \times 1.0 \times 0.95 \div (1.0 - 0.05) = 4,963 \text{ 件}$$

(4) 火葬炉数の算定

火葬炉数を算定します。火葬炉数は、理論的火葬炉数に予備炉等を加えた数になります。

・ 火葬炉数＝理論的火葬炉数＋予備炉等の数

理論的火葬炉の算定式は、以下のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{理論的火葬炉数} &= \frac{\text{集中日の火葬件数}}{\text{1基1日あたりの平均火葬件数}} \\ &= \frac{(\text{日平均取扱い件数}) \times (\text{火葬集中係数})}{\text{1基1日あたりの平均火葬件数}} \\ &= \frac{(\text{年間火葬件数}) \div (\text{稼働日数}) \times (\text{火葬集中係数})}{\text{1基1日あたりの平均火葬件数}} \end{aligned}$$

火葬炉の1日あたりの火葬件数については、タイムテーブルを作成し検討しました。火葬の標準的タイムテーブルを、以下のように設定しました。1件あたり、2.5時間程度を要するため、1日最大火葬件数は3件と考えられますが、清掃等の時間や到着時間などの余裕を見て1日あたり2件として算定します。

表 4-3 火葬の標準的タイムテーブルの設定条件

告別時間	15分	2時間
火葬・冷却時間	1時間30分	
収骨	15分	
インターバル（清掃等）	30分以上	
開始時刻・終了時刻	10時00分～17時00分	

算定条件を以下のように設定しました。

表 4-4 火葬炉算定の条件設定

稼働日数	362日/年	1月1日～1月3日を除く。
火葬集中係数	1.5	大規模火葬場（1.5～1.75）
1基1日あたりの平均火葬件数	2件	1日あたり2.0回転。集中日のタイムテーブル例参照
年間火葬件数	4,963人	年間死亡者数を年間火葬件数とする。

火葬件数は、地域の慣習等により特定日に集中する傾向が見られます。この火葬集中日の件数と日平均取扱い件数の比を火葬集中係数としています。火葬集中係数を算定することで集中日の火葬件数を算出します。通常、火葬集中係数は過年の火葬実績から算定しますが、東山霊苑火葬場の場合、ほぼ100%の稼働率となっており、実績から想定することができません。過年の火葬実績から火葬集中係数を算定できないため、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」より、大規模火葬場1.5～1.75の数値のうち、ほぼ年中無休のため、最小値を採用しました。

$$\text{理論的火葬炉数} = (4,963 \div 362 \times 1.5) \div 2.0 = 10.28 \div 11 \text{基}$$

(5) 設置火葬炉数の設定

火葬炉は複数設置されますが、定期的な保守点検と補修工事や故障等による緊急時の修理の間中は運転を休止しなければなりません。そのため、火葬炉数の設定においては、一般的には予備炉を加算している場合もあります。本計画においては、保守点検などが計画的に実施可能なことから予備炉については、計画しないものとします。また、市の課題であった動物炉については、動物愛護の観点から1基設置し、その他、汚物炉を1基併設することとします。

以上より、本計画の火葬炉数は、理論的火葬炉数11基に動物炉、汚物炉各1基を加えた13基とします。集中日における11基のタイムテーブル例を以下に示します。作成にあたっては、斎苑到着時のエントランス付近における混雑回避などを考慮し、15分に2遺族を受け入れる計画としています。

表 4-5 集中日のタイムテーブル例

		10時				11時				12時				13時				14時				15時				16時							
		0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45
火葬炉	1号炉	[利用]				[利用]				告別				火葬・冷却				収骨															
	2号炉	[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]											
	3号炉	[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]											
	4号炉	[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]											
	5号炉	[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]											
	6号炉	[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]											
	7号炉	[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]											
	8号炉	[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]											
	9号炉	[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]											
	10号炉	[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]											
	11号炉	[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]				[利用]											
利用告別室数		2	2	2			2	2	1					2	2	2		2		2		1											
利用収骨室数							2	2	2					2	2	1				2		2	2					2	2	1			
利用待合室数		2	4	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	3	1	

4.1.3 火葬炉の概要の検討

火葬炉は、遺体、柩などを一定の時間内に燃焼する能力を有し、炉から発生する排出ガス中のばい煙、悪臭、騒音等について、公害防止関係法令等に定める基準値を遵守し運転できる性能を持つことが求められています。本計画においても、十分な能力と適切な環境性能を有する最新の設備を導入することとします。近年の一般的な火葬炉設備は以下に示す設備から構成されています。

表 4-6 火葬炉設備の構成

装置名称	機能	主な装置
搬送設備	柩や炉内台車を搬送する設備	柩運搬車、炉内台車運搬車、炉内台車移送装置など
燃焼・排気設備	燃焼及び 燃焼ガスを排出する設備	炉内台車、断熱扉、主燃焼炉、主燃焼炉バーナー 再燃焼炉、再燃焼炉バーナー、燃焼用送風機、排風機、 排気筒など
排出ガス処理設備	燃焼ガスの処理を行う施設	冷却装置、冷却用送風機、バグフィルター、触媒等
付帯設備	その他付帯設備	残骨灰輸送装置、飛灰輸送装置、緊急バイパスダンパ 排風機バイパスダンパなど

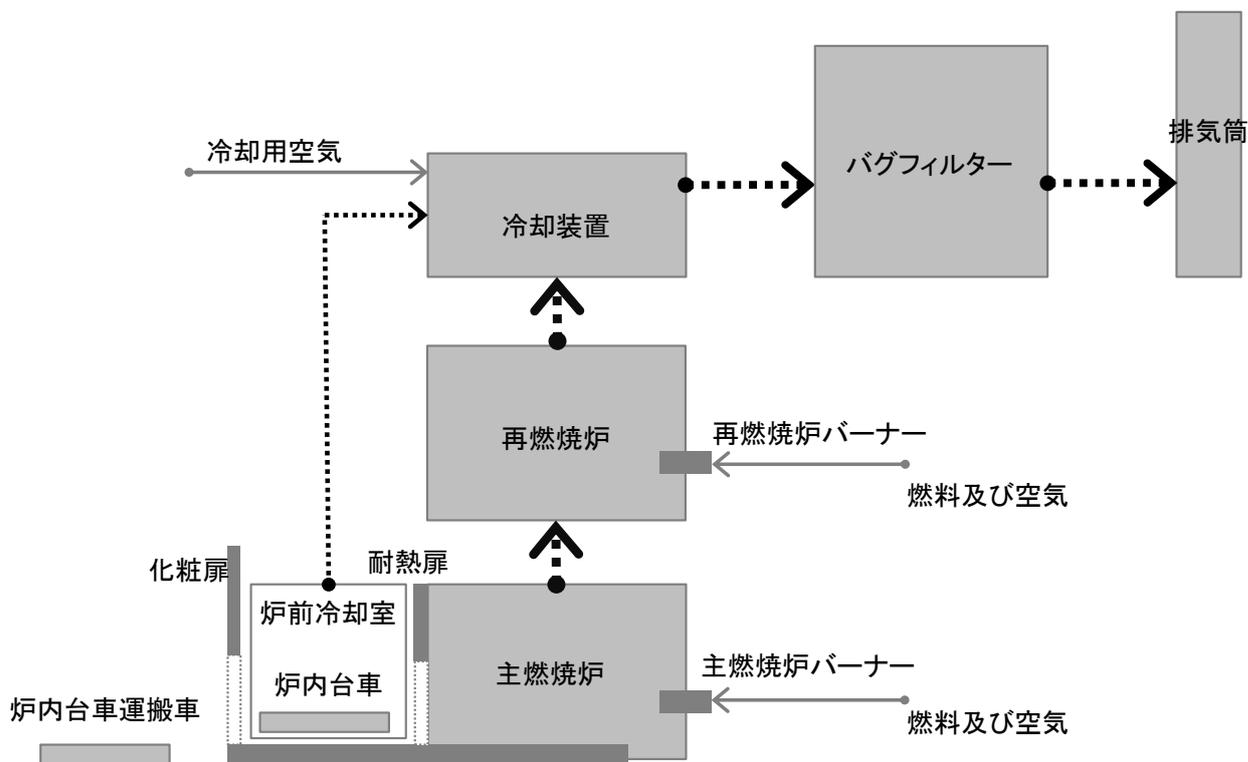


図 4-2 火葬炉の一般的構成

4.1.4 炉体の型式

火葬炉の形式には、以下のように2種類の型式があります。

台車型は、柩を載せた台車を炉内に移動させ台車の上で火葬を行う型式です。炉内に駆動装置、レールを設置する方式と台車を自走させる自走方式があります。

ロストル型は、ロストル（火格子）の上に柩を載せて火葬を行いロストル下部の骨受皿に焼骨を受ける形式です。

表 4-7 炉体形式の概要

	図	概要
台車型		柩を載せた台車を炉内に移動させ台車の上で火葬を行う形式 遺骨がきれいに残りやすい
ロストル型		ロストル（火格子）の上に柩を載せて火葬を行いロストル下部の骨受皿に焼骨を受ける形式 燃焼効率が良い 遺骨がきれいに残りにくい

(火葬場の建設・維持管理マニュアル より作成)

台車型は、柩の炉内収納や告別儀式に抵抗感が少なく近年では多く採用されていることから、本施設においても、台車型式を採用することとします。また、火葬炉にはサイズがあります。現在は、大型炉が中心となっていますが、超大型炉を数炉程度採用している事例が多くなっています。本事業においても同様に対応することとします。

表 4-8 炉の大きさ

最大柩寸法	長さ×幅×高さ
大型炉	2,000mm×600mm×500mm
超大型炉	2,300mm×700mm×650mm

4.1.5 火葬炉の燃料の検討

現在、火葬炉に使用される燃料としては、液体燃料として灯油、重油、気体燃料として都市ガス、LPガスの4種類が主に使用されています。重油については、環境面から利用が少なくなっており、また本計画地は、都市ガスが未整備区域となっているため使用する燃料は、灯油かLPガスとなります。

LPガスと灯油を比較すると以下のとおりとなっています。

LPガスは、灯油と比べ硫黄酸化物の発生が無いことや二酸化炭素の発生が少ないなど環境面ではメリットがあります。一方、灯油はLPガスに比べ、配管・火葬炉の配置がコンパクトにできること、漏洩時の危険度が小さいこと、燃料費が安い等のメリットがあります。

本施設では、火葬炉が地下に設置されることになり、安全性の確保に特に留意する必要があります。こと等も考慮し、本事業においては、灯油を採用することとします。

表 4-9 火葬炉の燃料の比較

	灯油	LPガス
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> 液体を霧化し、蒸発させ燃焼させる ガスに比べ燃焼効率が低い 電磁弁などの機器のサイズがコンパクトで、スペースが小さい 	<ul style="list-style-type: none"> 気体燃料のため燃焼効率が高い 比重が重く漏洩した場合低い場所に滞留 バーナまでの配管は安全機器が多く、配管が複雑となり広いスペースが必要
設 備	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリ等で輸送 専用貯蔵タンクに貯留 配管工事費、安全装置機器等のコストが低い 	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリ等で輸送 専用貯蔵タンクに貯留 配管工事費、安全装置費の他電気工事費のコストが高い
危険性	<ul style="list-style-type: none"> 火葬炉内の漏れは爆発や酸欠の危険性がある 配管からの燃料漏れは発見が容易 	<ul style="list-style-type: none"> 漏れによる爆発や酸欠の危険性がある(漏れたガスは下部に滞留する) 気体のため漏れの場所が特定しにくく、ガス漏れ防止対策が必要となる
供 給	<ul style="list-style-type: none"> 安定供給可能 	<ul style="list-style-type: none"> 安定供給可能
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 価格変動を受けやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 価格変動が安定 灯油に比べLPガスは価格が高い

燃料タンクの設置や危険物の取扱いなどについては、消防法に基づく許可など事前に必要な手続きがあります。

燃料タンク容量は火葬件数を考慮し10日～14日程度の消費量を確保することが望ましいと考えられています。また、災害時には、24時間稼働で3日間稼働可能な燃料の確保を実施している事例もあります。

非常用電源、燃料の供給形態や大規模災害時などを考慮し、今後、燃料タンクの容量を決定していきます。

4.2 配置計画

主要地方道奈良名張線より、市道東部第 285 号線を新設道路で結び、さらに新設道路より新斎苑へのアプローチを設けます。市道東部第 285 号線についても、計画地部分については、拡幅しメンテナンス等の出入り口を設けます。

新斎苑の建物は、市道東部第 285 号線より 5m 以上離す必要があるため、5m 以上離れた位置に新斎苑の建物を配置します。下図の計画案の場合、地階の車寄せに停車しエントランスより斎苑に入ることができ、1 階からもアプローチできるよう計画しています。駐車場は、地階、1 階へ直接アプローチできるよう 2 箇所に分散して設置します。



図 4-3 計画案

4.3 建築計画

4.3.1 建築計画の基本方針

敷地の条件を踏まえながら、諸室機能の合理化を図るとともに利用者のニーズに対応した建築計画とします。主な機能を整理すると以下のとおりとなります。

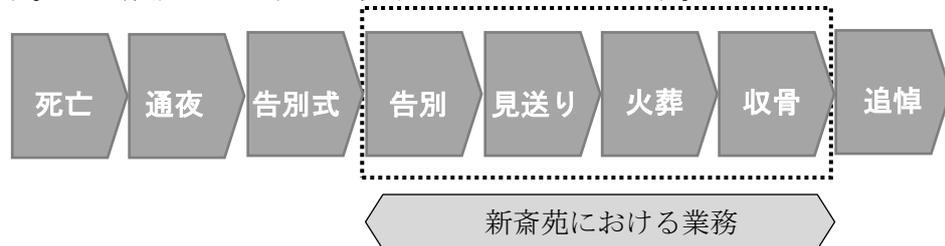


図 4-4 新斎苑における業務範囲

建築計画においては、新斎苑整備の基本方針に基づき、以下の点に留意して計画を策定します。

●奈良の都の葬送空間を創造する施設づくり

遺族及び会葬者に安らぎを与える質の高い空間で構成する施設とします。建築は、勾配屋根や落ち着いた色彩や連子窓など、奈良にふさわしいデザインを採用します。室内は厳肅かつ静謐な空間とし、光や緑など自然との調和を考慮した明るく清潔なデザインとします。

屋外は、恵まれた眺望や木々に囲まれた環境を活かし、この場にあった四季が感じられる庭園風の空間を創ります。

●遺族や会葬者の心情に配慮した人にやさしい施設づくり

遺族及び会葬者の心情に配慮した質の高いサービスを提供できる施設とします。

葬送の流れに沿った動線計画とし、ユニバーサルデザインに基づき、誰もが利用しやすく、また、プライバシーの保護にも配慮した施設とします。

●自然と調和した施設づくり

既存の豊かな緑を残しつつ、敷地内には緩衝緑地空間を設け、自然公園という周辺環境と調和した景観を形成する施設とします。

●環境へ配慮した施設づくり

自然採光や自然通風など自然エネルギーの有効活用を考慮した環境にやさしい施設とします。

火葬による排出ガス、悪臭、騒音、振動等は基準を遵守し、周辺環境への影響を最小限に抑えられる火葬炉設備を設置します。

●長く安定した運営ができる合理的な施設づくり

会葬者が利用するエリアと作業室（機械室等を含む）のエリアや、利用者と施設管理者との動線を分離し、スムーズな管理・運営が図れる施設とします。また、集中管理システム、総合案内システム等による効率化、省力化を図り、管理・運営面において経費軽減に努めた施設とします。

その他、災害時、非常時における事業の継続性を重視し、災害に強い施設とします。

4.3.2 構造・規模

建築計画は、計画地にかかわる法的規制から、以下の計画条件を考慮しながら検討します。

表 4-10 建築計画に係る規制

国定公園内（第 2 種特別地域）における許可の基準	建築物の水平投影面積	2,000 m ² 以下
	建築高さ	最低地盤面から 13m以下
	水平投影面積率 容積率	20%以下 40%以下
	建築位置	道路の路肩・敷地境界線から 5m以上離れていること。
風致地区内における許可の基準	建築高さ	平均地盤面より 10m以下
	屋根の形状	勾配屋根を必要とする。

建物の規模については、国定公園内及び風致地区内の建築制限により、水平投影面積 2,000 m²以下、高さ 10m 以下の建築物とする必要があります。そのため、地下 1 階、地上 1 階の建築物となることが想定され、構造も鉄筋コンクリート造が基本となります。なお、建物の基礎形式は計画敷地において、地盤調査の結果をもとに設計します。

火葬場の標準的な規模については、「火葬場の建設・維持管理マニュアル-改訂版-」（日本環境斎苑協会）、「建築設計資料 46：葬斎場・納骨堂」（建築資料研究社）、「建築設計資料 109：葬斎場・納骨堂 2」（建築資料研究社）を参考にしました。

計画地の法的規制や敷地形状等の諸条件を考慮した建築概要は以下のとおりです。

表 4-11 建築概要

構造規模	鉄筋コンクリート 地下 1 階・地上 1 階
	延床面積 約 5,200 m ² （地階 約 3,500 m ² 地上 1 階 約 1,700 m ² ）
火葬炉設備	1 3 炉（汚物炉 1 炉、動物炉 1 炉）、燃料：灯油
告別室兼収骨室	6 室
待合室	6 室程度、待合スペース（ホール）、授乳室、キッズルームなど
その他	喫茶・売店、多目的ホール（小）1 室、霊安室など
駐車場	約 80 台

4.3.3 ゾーニング及び動線計画

本施設は、国定公園内及び風致地区の規制により高さが10m以下に、水平投影面積が2,000㎡以下とされています。

高さについては、建築基準法の平均地盤面から10m以下とされており、地階の扱いについては、国定公園内の建築制限より1面も屋外に面することがなく、完全に地中にあることが必要とされています。また、ドライエリアについては、幅が4m以上で上部が完全に解放される場合、平均地盤の算定にあたっては、地階床レベルを地盤面として算定する必要があるため、ドライエリアにより光を取り込むことも難しい条件となっています。

火葬炉の設備については、バグフィルターなどの設備が、高さ約10m程度は必要とします。風致地区の規制により、勾配屋根(3/10以上)とすることが必要ですので、大きな平面で構成される本施設は、屋根の高さについても5m程度が必要となります。

以下に、平均地盤面を地上1階レベルとし、地下1階、地上1階の2層を建築した場合のゾーニング例を示します。

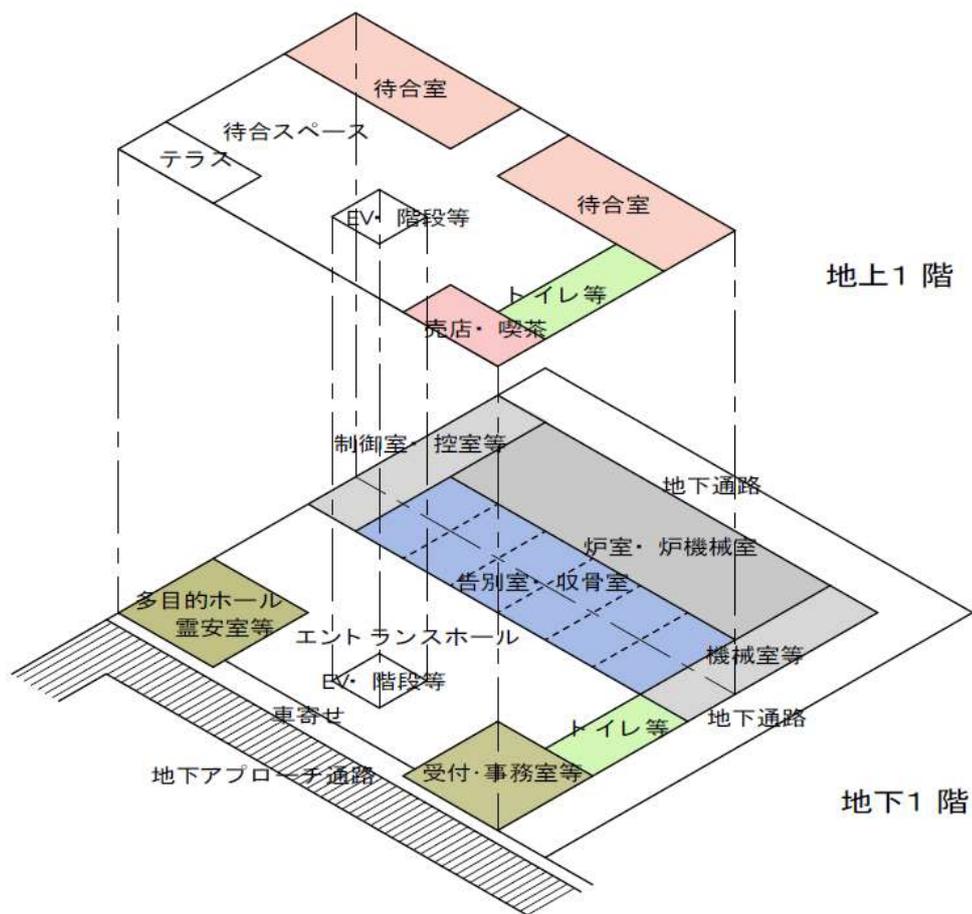


図 4-5 ゾーニング例

4.4 各部の計画方針

4.4.1 車寄せ及びアプローチ

車寄せ及びアプローチは地階に設置され、トンネル状の空間となります。十分な広さを確保し利用しやすい空間とします。また、歩車分離により歩行者の利用にも配慮した快適な空間とします。

4.4.2 エントランスホール

エントランスホールについても地階となることが想定されるため、高い天井や広がりのある空間とし、暗さや圧迫感を感じさせないゆとりのある空間とします。

4.4.3 告別室兼収骨室

告別室、収骨室については、告別室、収骨室、炉前ホールの機能が一体となった部屋とし、火葬炉 2 基につき 1 室を設けることとし、計 6 室を設置します。個別に落ち着いて告別、収骨が行えるよう、ゆとりのある広さを確保し、遺族や会葬者の心情に配慮し、静謐で安らぎのある質の高い空間とします。

4.4.4 待合施設

待合室は、同一時間帯の稼働炉と同数を設置します。本計画の場合、火葬炉タイムテーブル例から集中日の同一時間帯の稼働炉数は最大 6 基となります。待合室については、多様な利用を考慮し、和室、洋室など様々な仕様や広さの部屋を 6 室程度設置します。待合室前には、ソファなどを設置した快適な待合ホールを設置します。待合ホールは、遺族が静かな時間をすごせるよう、ゆったりとした間隔で配置します。多数の利用者が出入りする場所であるため、多目的トイレの設置など、ユニバーサルデザインを採用した計画とします。

また、授乳室、キッズルーム、喫煙室などを設置し、多様なニーズに対応した施設とします。このほか、喫茶、売店などを併設し、快適に滞在できる空間とします。

4.4.5 多目的ホール及び関係施設

現在の東山霊苑火葬場には斎場が 1 室併設されており、年間数十件程度の利用があります。そのため、現在と同程度の利用が可能な小規模な多目的ホールを 1 室、その他、宗教者の控室、霊安室を併設します。

4.4.6 火葬炉関連施設

火葬炉機械室や制御室、その他の火葬作業諸室が連携し、火葬ピーク時にも、火葬業務がスムーズに行える合理的な計画とします。換気や空調等、火葬の作業環境にも十分配慮された施設とし、配置、規模などについては、メンテナンスに配慮したものとします。火葬炉の排煙口は、周辺道路などから見えないように配置します。火葬炉は、超大型炉を適切に設置します。

その他、必要に応じ、倉庫、更衣室、シャワー室などを設置します。

4.4.7 管理施設

管理諸室の配置、規模等については、業務運営上の必要性や動線を考慮したうえで、適切に配置します。良好な執務環境の確保、作業効率の向上を目指し、遮音性が高い快適な執務空間の創出、ゆとりのある作業スペースに留意して計画します。

事務室は受付窓口と分離し、受付窓口から事務室内が見えないよう計画します。その他、一般利用者用とは別に職員専用のトイレ、給湯室等を設置します。また、体調不良の利用者等が一時的に休めるベッド等を備えた救護室（スペース）を設置します。

4.5 施設イメージパース



※新斎苑をイメージしたもので変更になる場合があります。

4.6 駐車場計画

駐車場については、会葬者の駐車スペース、職員用の駐車スペースの他、メンテナンス用や予備の駐車スペース等を考慮し、来場者が利用しやすい配置計画とします。

駐車場規模は、①人口規模からの想定、②火葬炉数からの想定、および③集中日のタイムテーブルからの算定の3通りの検討を行いました。

4.6.1 駐車台数算定の検討

(1) 人口規模からの想定

「建築設計資料 46：葬斎場・納骨堂」には、人口と斎場の規模を以下のように設定しています。本計画に近い「郊外型で斎場を持たない」ケースの中から、本計画と同規模の対象人口が30～40万人規模のデータを参照すると、駐車場規模は敷地面積3,200㎡、駐車台数としては80台となっています。

表 4-12 人口規模と斎場の規模

対象人口	10～20 万人	20～30 万人	30～40 万人
計画炉数	6 基	8 基	10 基
立地場所	郊外地	郊外地	郊外地
駐車台数	60	70	80
駐車場面積	2,400 ㎡	2,800 ㎡	3,200 ㎡
環境緑地	14,800 ㎡	19,500 ㎡	24,200 ㎡
敷地面積	25,000 ㎡	32,000 ㎡	39,000 ㎡

(2) 火葬炉数からの想定

「建築設計資料 46：葬斎場・納骨堂」と「建築設計資料 109：葬斎場・納骨堂 2」に掲載されている公共葬斎場 36 例から保有炉数を 10～12 基の事例を抽出すると、駐車場規模は 56～150 台となっています。これらから式場を持っている事例を除くと 56～80 台程度の範囲となっています。

(3) 集中日のタイムテーブルからの算定

火葬場への来場は、送迎バス（マイクロバス等）や普通車での来場が一般的となっているため、1 葬家当たりの車両台数及び火葬炉数、火葬スケジュールを踏まえ、駐車台数を以下のように算定しました。

集中日の炉のタイムテーブルによると、同一時間帯の最大滞在遺族数は、10 遺族となっています。

1 遺族あたりの車両数を、マイクロバス 1～2 台、乗用車 5 台（身障者用を含む）と設定しました。以上より試算すると、次のようになります。

表 4-13 集中日の火葬炉等の稼働表による駐車台数

種別	最大滞在遺族数	1 遺族当り台数	台数
遺族用送迎バス	10	1～2	10～20
遺族用乗用車		5	50
従業員乗用車			10
予備スペース（業者等乗用車）20%			12
合計			82～92

4.6.2 駐車台数の設定

3通りの検討結果をまとめると以下のとおりとなっています。

表 4-14 駐車台数の検討結果

算定・想定種別	駐車場台数
人口規模からの想定	80台
火葬炉数からの想定	56～80台
タイムテーブルからの算定	82～92台

結果的には、56台～92台という結果となりました。本計画においては、駐車場台数をマイクロバスも含めて、ほぼ中間値である80台程度を目標値として設定します。マイクロバス用駐車場は、使用台数に変動が考えられることからすべてを専用とせず、乗用車との兼用とするなど、柔軟な利用が可能な計画とします。また、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、数台の車いす使用者用駐車施設を設けます。

表 4-15 駐車場の計画目標値

種別	台数
マイクロバス専用駐車場	20台（10台は乗用車と兼用）
乗用車用駐車場	60台（障がい者用を含む）

4.7 造成計画

開発行為の取り扱いについては、都市計画事業であるため許可は不要ですが、各管理者との事前協議を実施する必要があります。指導要綱を準用し、各管理者との協議を経たのち、施工を行うこととなります。計画地は傾斜地が多いため、建築施設や駐車場などを整備する際には一定の造成工事が必要となります。

造成工事については、丘陵状に高くなった部分を切土し、谷筋部へ盛土をすることによって、土量を計画地内でバランスの取れるよう計画します。しかし、計画地の地形や建築に関する法的条件等から、景観を大きく改変するような過大な盛土は避けるよう努めます。

計画地内に設ける各施設の計画地盤高及び想定土量は、以下の通りとします。

- ・ 平坦地となる建築位置および第二駐車場位置は、計画地内の高いところに配置し、南側の市道に接道できる高さとしします。
- ・ 新斎苑のエントランス部及び第一駐車場の計画地盤高さは、建物高さを考慮しそれより1層分低い高さとしします。
- ・ 道路の縦断計画は、起点となる橋梁位置から終点の第二駐車場まで縦断勾配8%以下で接続する計画としします。

4.8 道路計画

4.8.1 道路計画の基本条件

新斎苑への進入路は、主要地方道奈良名張線から岩井川を横断し、計画地へ接続させることとします。進入路の道路区分・構造要件は、経済性等により総合的に判断し以下のように選定しました。

・道路区分

進入路は、一般車両が通行することから道路構造令による道路区分を採用するものとし、ピーク時のすれ違いを考慮し、往復分離される最低規格である「第3種第4級」に準拠した構造とします。

・その他構造要件

幅員構成 車線幅員については、本進入路は斎苑へのアプローチ道路であり、霊柩車やマイクロバス等大型車の通行が見込まれ、かつすれ違い機会も多いことを踏まえ、安全側の3.0mを確保します。

また路肩幅員については、当該進入路が山地部で切盛土が多く発生することを踏まえ、経済性に配慮した0.50mとします。

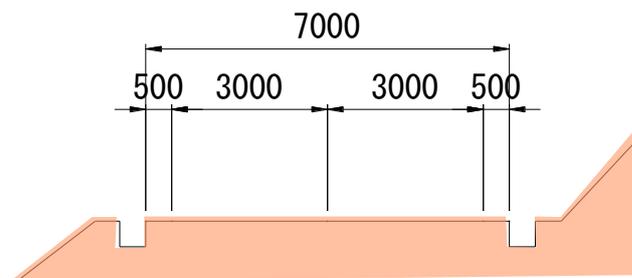


図 4-6 道路幅員

設計速度 進入路は、利用車の大半が斎苑へのアクセス車両であり、各車両の走行距離が比較的短いこと、山地部を通過し縦断が急勾配になること、切盛土が多くなること等が想定されます。最低限の走行性を確保しつつ、経済性を重視する設計速度を採用する方針とし、本線については標準値の最小値 30km/h を、支線については特例値の 20km/h を採用します。

4.8.2 道路の概略検討

主要地方道奈良名張線から計画地へ進入するルートとして、主要地方道奈良名張線との交差点位置及びアプローチ方法を複数案設定し、比較検討の結果、経済性に優れかつ地形改変の少ない案を最適案としました。

最適ルートについて、地形の実測図を用いて計画を行いました。道路の計画図は以下のとおりとなっています。

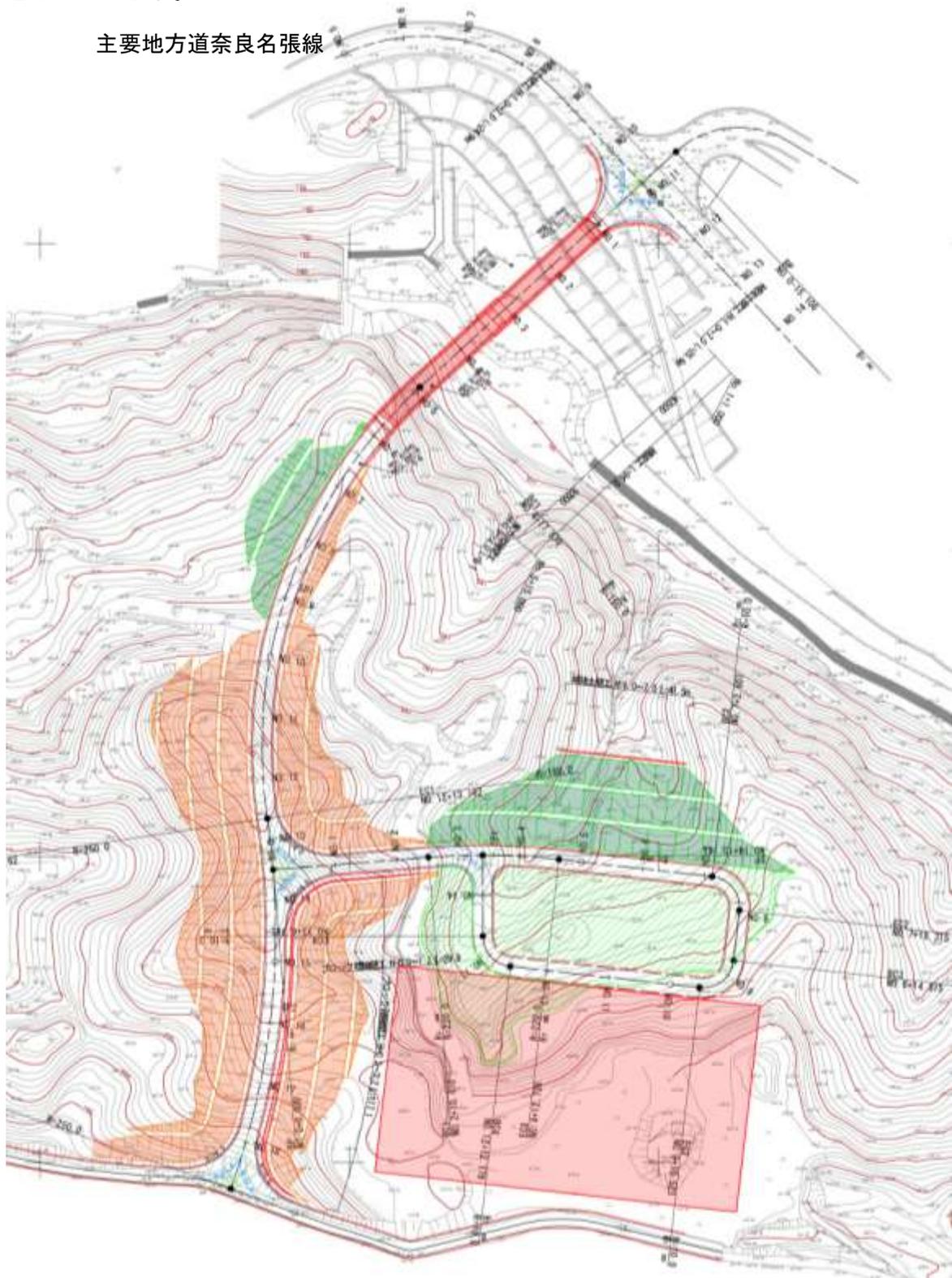
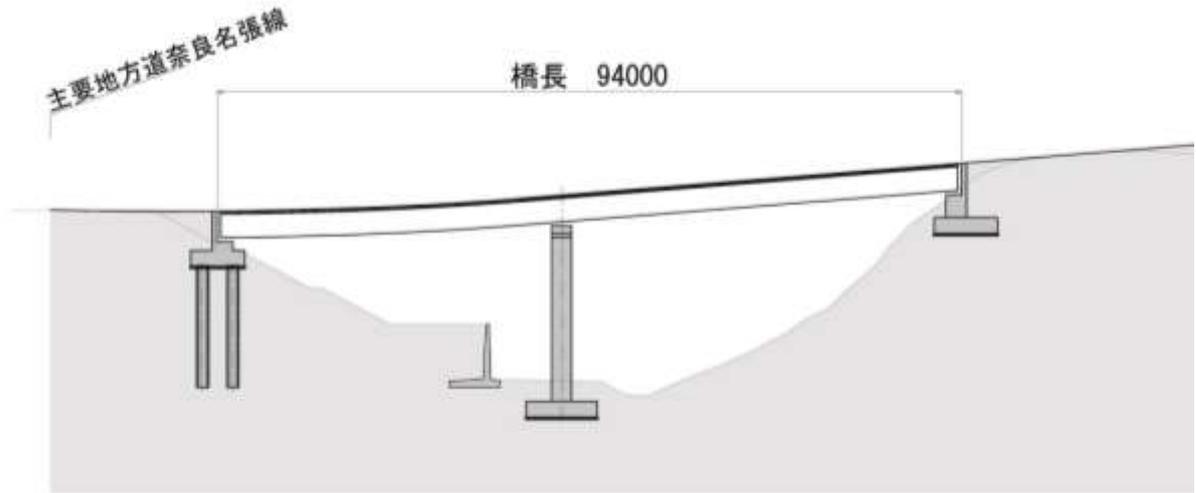


図 4-7 道路計画平面図

4.9 橋梁計画

橋梁計画は、主要地方道奈良名張線と市道東部第 285 号線を結ぶ区間に計画された新斎苑アクセス道路における岩井川渡河部の橋梁形式について概略検討を行いました。橋長・支間割を基に、設計便覧の支間別橋種一覧表より、適用が高い橋種を選定しました。その後、地質調査結果などをふまえ、経済性などを比較の上、橋梁型式を以下のとおり、鋼 2 径間連続鈹桁橋としました。

側 面 図



平 面 図

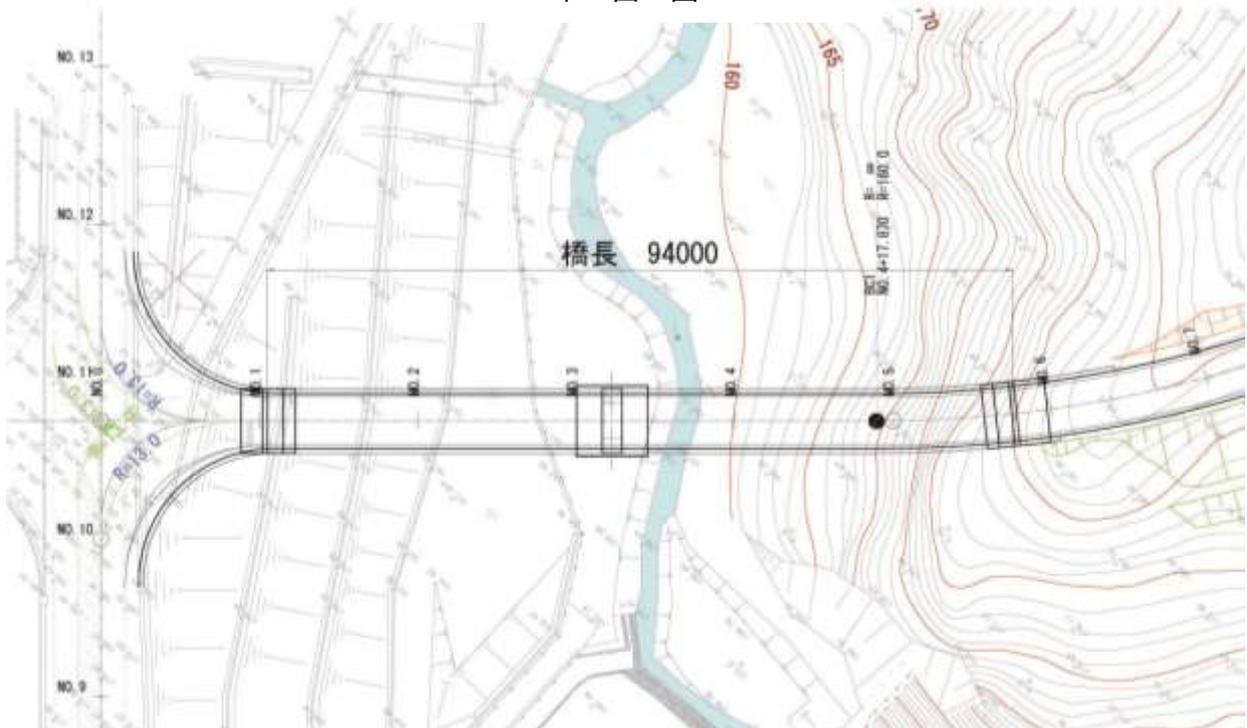


図 4-8 橋梁一般図（鋼 2 径間連続鈹桁橋）

4.10 給排水設備計画

給水設備は、鹿野園配水池より給水する計画とします。鹿野園配水池は、計画地より低い位置にあるため、引き込み方法等について奈良市企業局と協議を行う必要があります。

今後計画の進捗に合わせ、配水池付近より市道を横断した付近で計画地に引き込み、新斎苑までポンプで圧送するなど検討します。

給水は、新斎苑と屋外の清掃や散水施設へ供給します。給水量については、類似施設の実績等を考慮し計画します。屋内のトイレ、屋外の清掃、散水などへの給水は、雨水の活用も考えられます。

新斎苑から発生する汚水は、下水道の全体計画区域外のため浄化槽を設置し、新設道路の排水施設に放流します。浄化槽については、計画を確定後、所管課との協議により適正な規模を設定します。

雨水排水については、敷地内に調整池を設置し排水します。調整池計画は、計画の進捗に合わせ協議を実施し、その規模等を検討するものとします。

4.11 電気設備計画

電気設備については、市道東部第 285 号線に敷設されている電力会社の電力柱から供給を受けます。高圧受電となるためキュービクルを設け、低圧に落して施設に供給します。

建築施設には、電力と空調等の動力に対する電力を供給します。屋外施設では、駐車場、園地に設置する照明等に対して電力を供給します。災害時対応のため、非常用発電機設備を設置します。

道路照明については、道路管理者、電力会社との協議により電力の供給方法を検討します。

4.12 園地施設計画（外構計画）

計画地は約 5ha と広い敷地で多くの斜面を樹木でおおわれている地形となっています。また、大和青垣国定公園の第 2 種特別地域であるため、空地や道路建設による法面は、原則として樹木等による緑化により良好な環境の維持、向上に努めるものとします。

市道から、駐車場、新斎苑へとわかりやすい動線計画とし、ユニバーサルデザインを採用し、高齢者等の利用には十分配慮します。

敷地内は、斎苑にふさわしい落ち着いたデザインを基調とし、眺望を活かした散策路、あずまや等を設け屋外で時間を過ごすことのできる施設とします。

新斎苑周辺の屋外には、調整池、浄化槽、受水槽、ポンプ設備、燃料タンク設備などが必要となります。燃料の補充、その他、新斎苑施設のメンテナンス等にも対応可能なサービス用通路等を確保します。

5 事業計画の検討

5.1 事業費の算出

新斎苑の施設整備における具体的な建築計画、仕様・程度は今後決定していきますが、想定される事業規模から約5.1億円の建設事業費を算出しました。その他、用地費・調査委託費等を見込みますと、総事業費は約5.7億円となりますが、今後の市場の動向などを踏まえ、財政支出の削減に努めます。

		工種	事業費（千円）	備考
土木工事	土木	道路工	778,004	土工、法面工、擁壁工、排水工、舗装工、交通管理施設、雑工
	屋外	屋外施設工事	66,000	園路、調整池、植栽工
	橋梁	橋梁工	592,024	鋼2径間連続鈹桁橋（上部工、下部工）、仮設橋
建築工事	建築	建築工	3,575,000	建築施設約5,200㎡、造成工、電気設備EV、給排水衛生設備、空調設備、築炉工13基
	外構	外構工事	132,000	浄化槽、屋外配水施設、駐車場、擁壁、植栽等
建設事業費		合計	5,143,028	

5.2 事業スケジュール

本事業は、多額の費用が必要な事業です。市の負担を軽減するため、本事業には合併特例債⁴を活用することを想定しています。合併特例債については、新斎苑の施設整備費用に充てますが、平成32年度までに活用する必要があります。そのため、準備手続き等を進め、平成30年度には工事を開始し、平成33年4月の供用開始を目指します。

⁴ 合併特例債：平成の大合併による新市町村建設計画の事業費として特例的に起債できる地方債。事業費の95%に充当でき、元利償還金の70%が国からの普通交付税によって措置される。

5.3 今後の課題の整理

5.3.1 事業手法の検討

火葬場については、施設の建設以上に維持管理・運営が重要な施設です。良好な市民サービスの提供と財政支出の削減を両立する必要があることから、民間活用手法により実施されている事例が多くなっています。PFI⁵やDBO⁶などにより、設計から維持管理、運営までを包括して民間事業者へ委ねることで、コスト削減を実現しています。本事業においても、それらの事業手法の活用を検討します。

5.3.2 関連手続き等の実施

新斎苑建設事業については、都市計画決定などの手続きが必要なことや、インフラなどの土木工事と建築工事が同時に進行するなど、複雑な事業となっています。限られた工期の中で事業をスムーズに進めるため、地元、周辺自治会や関係機関などと十分な協議を行い、必要な関連手続きを着実に実施していく必要があります。

⁵ PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブとは、公共事業の設計、建設、維持管理、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスを効率的に提供する方式。

⁶ DBO：デザイン・ビルド・オペレーションとは公共が資金調達し、設計・建設、運営を民間に委託する方式。

【参考資料－１】斎場の先進事例

近年の斎場については、高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、葬儀に対する意識の変化などにより、「家族葬」や「直葬」といった小規模な葬儀が増加しており、様々なニーズに対応できる施設となっています。

近年の火葬場は、環境性能に優れた火葬炉の導入、周辺環境と調和した施設整備などによって、利用者や市民、周辺環境にもやさしい施設が建設されています。近年整備された、特徴的な施設を以下に示します。

エントランス部分では、導入部としての雰囲気づくりの他、一時的に多くの会葬者が集中するため、余裕のあるプランとなっています。車寄せは、雨天時にも大型バスが横付けでき、バリアフリーに配慮したものとなっています。エントランスから、ホール、告別室と他の会葬者と動線が接しないよう配慮されています。

告別室は、参列者がゆとりを持って集まれる広さと、故人との最後の別れの空間として、厳粛でプライバシーが確保された空間が計画されています。収骨室については、告別室と兼用する場合や単独で設ける場合があります。

待合ホール、待合室については、会葬者のグループごとに1時間程度の時間を快適に過ごせる空間を用意しています。また、テラスや庭園で過ごすことの可能な施設もあります。その他、キッズコーナーや授乳室、湯茶のサービスや売店、自動販売機などが設置され、様々なニーズに対応できるよう配慮されています。

内装、照明、家具などについても、会葬者数や宗教など様々なニーズに対応でき、斎苑全体のイメージと統一され洗練された空間となっています。



写真は、上から

- ① 盛岡市車寄せ
- ②、③ 一宮市エントランス、告別室
- ④ 豊川市屋上庭園

(各施設のHPより抜粋)

【視察先の状況－２】

施設名称		札幌市山口斎場（北海道札幌市）	
所在地		〒006-0860 北海道札幌市手稲区手稲山口 308 番地	
供用開始年月日		平成 18 年 4 月 1 日	
敷地面積		40,000 m ²	
建築面積		9,366 m ² （延床面積 12,835 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 2 階	
駐車場面積（台）		大型バス 50 台、乗用車 120 台	
炉基数		火葬炉 29 基	
施設概要		告別室 2 室、収骨室 14 室、特別控室 31 室	
火葬料金	市内	大人(12 歳以上)	無料
		子供(12 歳未満)	無料
	市外	大人(12 歳以上)	49,000 円
		子供(12 歳未満)	40,000 円

施設名称		岡崎市火葬場（愛知岡崎市）	
所在地		岡崎市才栗町字左世保田 1 番地 3	
供用開始年月日		平成 28 年 6 月 予定	
敷地面積		21,232.37 m ²	
建築面積		未定（延床面積 約 5,000 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート造 2 階建	
駐車場面積（台）		普通車 70 台、マイクロバス 10 台、車椅子使用者用 5 台、動物炉利用者用 3 台	
炉基数		火葬炉 13 基、動物炉 1 基	
施設概要		待合室 12 室	
火葬料金	市内	大人（12 歳以上）	未定
		子供（12 歳未満）	未定
	市外	大人（12 歳以上）	未定
		子供（12 歳未満）	未定

施設名称		一宮斎場（愛知県一宮市）	
所在地		〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山 24 番地	
供用開始年月日		平成 23 年 4 月 1 日	
敷地面積		11,690.75 m ²	
建築面積		2,335.8 m ² （延床面積 2,776.25 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート造地上 2 階建て	
駐車場面積（台）		普通車用 89 台、マイクロバス用 8 台、身障者用 3 台、動物利用者用 3 台	
炉基数		火葬炉 13 基、汚物炉 1 基、動物炉 1 基	
施設概要		お別れ室 4 室、見送りホール、収骨室 4 室、待合室 6 室、待合ロビー、霊安室、	
火葬料金	市内	大人（10 歳以上）	2,000 円
		子供（10 歳未満）	1,000 円
	市外	大人（10 歳以上）	50,000 円
		子供（10 歳未満）	25,000 円

施設名称		名古屋市立第二斎場（愛知県名古屋市）	
所在地		〒455-0851 愛知県名古屋市港区東茶屋三丁目 123 番地	
供用開始年月日		平成 27 年 7 月 13 日	
敷地面積		50,964.69 m ²	
建築面積		10,483.82 m ² （延床面積 14,993.30 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）地上 2 階建	
駐車場面積（台）		180 台	
炉基数		火葬炉 30 基	
施設概要		お別れ室（告別・収骨室）30 室、休憩室 30 室	
火葬料金	市内	大人（10 歳以上）	5,000 円
		子供（10 歳未満）	2,500 円
	市外	大人（10 歳以上）	70,000 円
		子供（10 歳未満）	35,000 円

施設名称		桑名市斎場おりづるの森（三重県桑名市）	
所在地		〒511-0851 三重県桑名市新西方七丁目 16 番地	
供用開始年月日		平成 22 年 10 月 10 日	
敷地面積		13,383 m ²	
建築面積		3,904.45 m ² （延床面積 4,751.33 m ² ）	
建築構造		鉄骨コンクリート構造 2 階建（一部鉄筋造）	
駐車場面積（台）		立体駐車場 127 台、平面駐車場 28 台大型バス 2 台、マイクロバス 3 台、車椅子・思いやりスペース 3 台	
炉基数		火葬炉 8 基、動物炉 1 基	
施設概要		告別室 2 室、収骨室 2 室、待合室 6 室、キッズルーム、式場 2 室、遺族控室 2 室、和室 2 室、霊安室、会議室 3 室	
火葬料金	市内	大人（12 歳以上）	10,000 円
		子供（12 歳未満）	5,000 円
	市外	大人（12 歳以上）	100,000 円
		子供（12 歳未満）	50,000 円

施設名称		いつくしみの杜（三重県津市）	
所在地		〒514-0823 三重県津市半田 3247 番地 2	
供用開始年月日		平成 27 年 1 月 2 日	
敷地面積		19,300.15 m ²	
建築面積		4,862.07 m ² （延床面積 4,963.91 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上 2 階建て	
駐車場面積（台）		普通車 131 台、おもいやり 6 台、マイクロバス 4 台	
炉基数		火葬炉 12 基、動物炉 1 基	
施設概要		告別・収骨ホール 4 室、待合室 12 室、キッズルーム 2 室、授乳室 2 室、式場 2 室、遺族控室 2 室、宗教関係者控室 2 室	
火葬料金	市内	大人（12 歳以上）	3,000 円
		子供（12 歳未満）	2,500 円
	市外	大人（12 歳以上）	60,000 円
		子供（12 歳未満）	50,000 円

施設名称		天理市聖苑（奈良県天理市）	
所在地		〒632-0012 奈良県天理市豊田町 918 番地 1	
供用開始年月日		平成 18 年 10 月 1 日	
敷地面積		17,901 m ²	
建築面積		1,929 m ² (2,197 m ²)	
建築構造		鉄筋コンクリート造（一部 2 階建）	
駐車場面積（台）		乗用車 43 台、マイクロバス 2 台、身障者用 2 台	
炉基数		火葬炉 5 基、汚物炉 1 基	
施設概要		玄関ホール、告別室 2 室、炉前ホール、収骨室 2 室、待合ロビー、待合室（洋 2 室・和 2 室）	
火葬料金	市内	大人（12 歳以上）	12,000 円
		子供（12 歳未満）	7,500 円
	市外	大人（12 歳以上）	72,000 円
		子供（12 歳未満）	45,000 円

施設名称		平群野菊の里斎場（奈良県平群町）	
所在地		〒636-0944 奈良県生駒郡平群町櫟原 382 番地	
供用開始年月日		平成 17 年 4 月 1 日	
敷地面積		19,655 m ²	
建築面積		1885.69 m ² （延床面積 1,973.82 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート造り一部 2 階建て	
駐車場面積（台）		68 台（普通車 63 台、身障者用 2 台、マイクロバス 3 台）	
炉基数		火葬炉 3 基、動物炉 1 基	
施設概要		告別室、待合ロビー、収骨室、式場、霊安室、遺族控室 2 室、聖職者控室 2 室、多目的室 2 室	
火葬料金	町内	大人（12 歳以上）	15,000 円
		子供（12 歳未満）	7,000 円
	町外	大人（12 歳以上）	80,000 円
		子供（12 歳未満）	60,000 円

施設名称		静香苑斎場（静香苑）（静香苑環境施設組合） 組合構成町（王寺町・河合町・上牧町）	
所在地		〒636-0021 奈良県北葛城郡王寺町畠田一丁目 153 番地 1	
供用開始年月日		平成 18 年 7 月 1 日	
敷地面積		15,843.76 m ²	
建築面積		2,777.77 m ² （延床面積 2,903.10 m ² ）	
建築構造		コンクリート（一部鉄骨）造平屋建て（一部 2 階建て）	
駐車場面積（台）		124 台（一般 118 台、福祉対応 3 台、マイクロバス 3 台）	
炉基数		火葬炉 5 基、動物炉 1 基	
施設概要		告別室 2 室、待合ホール、収骨室 2 室、式場 2 室、霊安室 1 室、待合室（和室 6 室）、	
火葬料金	構成町内	大人（12 歳以上）	20,000 円
		子供（12 歳未満）	10,000 円
	構成町外	大人（12 歳以上）	100,000 円
		子供（12 歳未満）	50,000 円

施設名称		三次市斎場 悠久の森 (広島県三次市)	
所在地		〒729-6211 広島県三次市大田幸町字金神 985 番地	
供用開始年月日		平成 24 年 4 月 1 日	
敷地面積		14,248.04 m ²	
建築面積		2,444.47 m ² (延床面積 2,478.66 m ²)	
建築構造		鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建	
駐車場面積 (台)		62 台 (乗用車 57 台、大型バス 5 台)	
炉基数		火葬炉 5 基	
施設概要		見送・収骨ホール 3 室、待合 3 室、霊安室 1 室	
火葬料金	市民	大人 (12 歳以上)	13,000 円
		子供 (12 歳未満)	10,400 円
	市外	大人 (12 歳以上)	26,000 円
		子供 (12 歳未満)	20,800 円

施設名称		呉市斎場 (広島県呉市)	
所在地		〒737-0907 広島県呉市焼山町字鍋土 723 番 24	
供用開始年月日		平成 18 年 4 月 1 日	
敷地面積		19,979 m ²	
建築面積		2,477 m ² (延床面積 3,792 m ²)	
建築構造		鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建て	
駐車場面積 (台)		85 台 (うち身障者用 3 台)	
炉基数		火葬炉 10 基、汚物炉 1 基、動物炉 1 基	
施設概要		告別室 3 室、収骨室 3 室、霊安室、待合ホール、待合個室 7 室 (洋室 4 室・和室 3 室)、売店、授乳室、幼児室、	
火葬料金	市内	大人 (12 歳以上)	18,000 円
		子供 (12 歳未満)	14,400 円
	市外	大人 (12 歳以上)	60,000 円
		子供 (12 歳未満)	48,000 円

【参考資料－3】奈良市民が利用している他市の火葬場の概要

生駒市営斎場		運営：生駒市	
所在地		〒630-0215 奈良県生駒市東菜畑 1-90	
利用時間		11：00 ～ 17：00	
休 日		1月1日～3日	
施設概要		火葬炉：5基 / 式場：1室	
設立年		1972年（昭和47年）	
構造階数		鉄筋コンクリート平屋建	
収骨までの時間		約3時間40分	
火葬料金	生駒市民	大人（12歳以上）	10,000円
		子供（12歳未満）	5,000円
	生駒市民外	大人（12歳以上）	80,000円
		子供（12歳未満）	40,000円

大和郡山市清浄会館		運営：大和郡山市	
所在地		〒639-1001 奈良県大和郡山市九条町 1051	
利用時間		9:00 ～ 17:00	
休 日		12月31日午後～1月3日	
施設概要		火葬炉：4基 / 式場：1室 / 待合室：2室	
設立年		1955年（昭和30年）	
構造階数		鉄筋コンクリート平屋建	
収骨までの時間		約2時間～2時間30分	
火葬料金	大和郡山市民	大人（12歳以上）	8,000円
		子供（12歳未満）	4,000円
	大和郡山市民外	大人（12歳以上）	50,000円
		子供（12歳未満）	27,000円

飯盛斎場		運営：飯盛霊園組合（守口市・門真市・大東市・四條畷市）	
所在地		大阪府四條畷市大字下田原 2457 番地	
利用時間		11:00 ～ 18:00	
休 日		1月1日	
施設概要		【火葬棟】火葬炉：13基、告別室：3、収骨室：2 霊安室：1 【待合棟】待合室：2、待合ロビー：1、軽食コーナー：1	
設立年		1968年（昭和43年）新施設供用開始 平成5年	
構造階数		鉄筋コンクリート平屋建	
収骨までの時間		約2時間	
火葬料金	守口市・門真市・ 大東市・四條畷市 市民	大人（12歳以上）	20,000円
		子供（12歳未満）	13,000円
	交野市民	大人（12歳以上）	65,000円
		子供（12歳未満）	43,000円
	上記以外	大人（12歳以上）	70,000円
		子供（12歳未満）	47,000円

【参考資料—4】事業概要と運営体制の比較（「建築設計資料 109 葬祭場・納骨堂 2」より抜粋）

くりはら斎苑（宮城県栗原市）		2001年10月22日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上2階建、独立基礎、杭工事なし	
	延床面積 2,040.44 m ² （1F:1,550.99 m ² 、2F:489.45 m ² ） 建築面積 1,842.66 m ² 敷地面積 5,234.21 m ²	
主要諸室	火葬炉 4 基（予備スペース 1 基）、告別室 1 室、収骨室 2 室、待合室 4 室	
職員数	所長 1 人、管理 1 人（市職員） 受付・事務・送迎・待合・サービス・清掃 5 人（委託）、火葬業務 3 人（委託）	

渋川広域斎場 しらゆり聖苑（群馬県渋川市）		2000年7月11日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上2階建、既製打込み杭	
	延床面積 3,146.55 m ² （1F:2,627.30 m ² 、2F:260.55 m ² ） 建築面積 2,903.94 m ² 敷地面積 19,703.63 m ²	
主要諸室	火葬炉 5 基（汚物炉 1 基、動物炉 1 基） 告別室 1 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合室 5 室、式場 2 室、控室 3 室、お清め室 2 室	
職員数	受付・事務 5 人（臨時 3 人）、火葬業務 5 人（委託）、待合・サービス・清掃 4 人 計 14 人	

笠間広域斎場 やすらぎの森（茨城県笠間市）		2001年11月1日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、地上2階建、直接基礎、地盤改良	
	延床面積 3,367.36 m ² （斎場棟 1F:1,273.3 m ² ）（火葬場・待合棟 1F:1,708.8 m ² 、2F:385.3 m ² ） 建築面積 3,200.48 m ² 敷地面積 32,999.82 m ²	
主要諸室	火葬炉 5 基（予備スペース 1 基） 告別室 2 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合室 4 室、式場 2 室、控室 2 室、お清め室 2 室	
職員数	受付・事務 3 人、火葬業務 5 人、式場管理 3 人、清掃 1 人 計 12 人	

大宮聖苑（埼玉県さいたま市）		2004年7月1日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、平屋建、既製コンクリート杭	
	延床面積 6,741.26 m ² 建築面積 7,306.06 m ² 敷地面積 41,612.53 m ²	
主要諸室	火葬炉 10 基（予備スペース 2 基）動物炉 1 基、 告別室 3 室、収骨室 3 室、霊安室 1 室、待合室 10 室	
職員数	受付・事務 6 人、火葬業務委託 8 人、待合・サービス委託 8 人、清掃委託 4 人 計 26 人	

埼玉斎場組合斎場（埼玉県春日部市）		2007年4月29日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上2階建、既成杭	
	延床面積 4,893.30 m ² 建築面積 3,756.76 m ² 敷地面積 15,014.37 m ² （火葬待合 1F:3,020.26 m ² 、2F:1,204.91 m ² 、式場 1F:307.19 m ² 、2F:252.72 m ² 、車庫 1F:108.22 m ² ）	
主要諸室	火葬炉 8 基（予備スペース 1 基）動物炉 1 基 告別室 4 室、収骨室 3 室、霊安室 1 室、待合室 8 室、式場 1 室、控室 1 室	
職員数	受付・事務 15 人、火葬業務委託 5 人、待合サービス委託 6 人、清掃委託 2 人 計 28 人	

山桑メモリアルホール（千葉県匝瑳市）		2002年4月1日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上2階建、直接基礎、地盤改良	
	延床面積 2,673.90 m ² （1F:2,372.18 m ² 、2F:301.72 m ² ） 建築面積 2,675.40 m ² 敷地面積 26,846.78 m ²	
主要諸室	火葬炉 4 基（予備スペース 1 基） 告別室 2 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合室 4 室、式場 1 室、控室 2 室	
職員数	受付・事務 5 人、火葬業務 3 人 計 8 人	

臨海斎場（臨海部広域斎場組合 ／東京都港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区）		2004年1月15日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上2階建、杭基礎 延床面積 7,599.31 m ² （1F:4,415.78 m ² 、2F:3,167.93 m ² ） 建築面積 5,712.96 m ² 敷地面積 22,496.74 m ²	
主要諸室	火葬炉 8 基（予備スペース 2 基） 告別室 1 室、収骨室 1 室、霊安室 1 室、待合室 8 室、式場 4 室、控室 4 室、お清め室 4 室	
職員数	事務局 4 人 他は業務委託など	

かわさき南部斎苑（神奈川県川崎市）		2004年6月1日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地下1階地上2階搭屋1階、直接基礎、地盤改良 延床面積 9,910.96 m ² （B1F:2,963.41 m ² 、1F:3,914.89 m ² 、2F:3,009.15 m ² ） 建築面積 4,287.86 m ² 敷地面積 9,315.28 m ²	
主要諸室	火葬炉 12 基 告別室 3 室、収骨室 3 室、霊安室 1 室、待合室 9 室、式場 4 室、控室 4 室、お清めコーナー 4 室	
職員数	受付・事務 6 人・火葬業務 10 人、売店 11 人、警備 3 人、清掃 5 人 計 35 人	

瞑想の森 市営斎場（岐阜県各務原市）		2006年6月 供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上2階建、直接基礎、地盤改良 延床面積 2,264.57 m ² （1F:1,817.87 m ² 、2F:446.7 m ² ） 建築面積 2,269.66 m ² 敷地面積 6,695.97 m ²	
主要諸室	火葬炉 5 基（予備スペース 1 基）、動物炉 1 基 告別室 2 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合室 3 室（和室 1、洋室 2）	
職員数	受付・事務・火葬業務（兼任） 4 人	

近江八幡市立さざなみ浄苑（滋賀県近江八幡市）		2005年7月1日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部木造、地上2階建、塔屋1階、既製コンクリート杭基礎 延床面積 2,359.70 m ² （1F:2,017.08 m ² 、2F:327.27 m ² 、塔屋 15.35 m ² ） 建築面積 2,338.26 m ² 敷地面積 12,334.03 m ²	
主要諸室	火葬炉 4 基（予備スペース 1 基）、特殊炉 1 基 告別・収骨室 2 室、収骨室 1 室、霊安室 1 室、待合ロビー、待合室 2 室（和室） 展示・おもいでコーナー、多目的室、授乳室	
職員数	受付・事務 3 人、火葬業務 3 人 計 6 人	

筑紫の丘斎場（揖龍保健衛生施設事務組合／兵庫県たつの市、太子町）		2003年1月1日供用開始
構造・規模	厚肉鉄筋トラスコンクリート造、鉄骨造、平屋建、直接基礎（ベタ基礎） 延床面積 2,315 m ² 建築面積 2,771 m ² 敷地面積 12,658 m ²	
主要諸室	火葬炉 6 基、動物炉 1 基 告別室 2 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合室 4 室	
職員数	受付・事務 4 人、火葬業務 5 人、清掃 1 人 計 10 人	

三木・長尾葬斎組合葬斎場 しずかの里（香川県木田郡三木町、さぬき市）		1999年4月1日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、地上2階建 延床面積 1,796.515 m ² （施工床面積 2,605.228 m ² ） 1F:火葬 533.032 m ² 斎場 692.650 m ² 待合 425.138 m ² 、2F:145.695 m ² 建築面積 3,037.98 m ² 敷地面積 16,900.00 m ²	
主要諸室	火葬炉 5（うち大型 2）基（1 基 1 系列）、汚物炉 1 基、動物炉 1 基、炉前ホール（告別・収骨） 2 室 霊安室 1 室、式場 2 室、控室 2 室、待合室 4 室	
職員数	受付・事務 2 人、火葬業務 3 人 計 5 人	

今治市火葬場 すいふう苑（愛媛県今治市）		2004年4月1日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、・鉄骨造 地上2階建、既製コンクリート杭	
	延床面積 3,037.66 m ² (1F:2,612.80 m ² 、2F:414.86 m ²) 建築面積 3,037.98 m ² 敷地面積 16,900.00 m ²	
主要諸室	火葬炉7基（予備スペース1基分）、汚物炉1基	
	告別室2室、収骨室2室、霊安室1室、待合室6室	
職員数	受付・事務3人、火葬業務（委託）2~5人（件数による）、清掃1人（その他委託屋内2人、屋外2人）	

宇佐市葬斎場 やすらぎの里（大分県宇佐市）		2007年1月31日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上2階建、地盤改良	
	延床面積 2,145.65 m ² (1F:1,867.73 m ² 、2F:277.92 m ²) 建築面積 2,335.73 m ² 敷地面積 9,015.33 m ²	
主要諸室	火葬炉4基（予備スペース1基分）	
	告別室2室、収骨室2室、霊安室1室、待合室4室	
職員数	場長1名、事務員2名、火葬業務員4名（非常勤2名、事務等兼任2名）、集中日は増員 清掃は委託	